

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月29日

【事業年度】 第9期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社国際協力銀行

【英訳名】 Japan Bank for International Cooperation

【代表者の役職氏名】 代表取締役総裁 前田 匡史

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目4番1号

【電話番号】 03-5218-3304(代表)

【事務連絡者氏名】 財務・システム部門 執行役員 財務部長 渡部 陽介

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目4番1号

【電話番号】 03-5218-3304(代表)

【事務連絡者氏名】 財務・システム部門 執行役員 財務部長 渡部 陽介

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		自 2016年 4月1日 至 2017年 3月31日	自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日	自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日	自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日	自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日
連結経常収益	(百万円)	-	390,060	479,113	485,856	284,742
連結経常利益	(百万円)	-	62,063	53,028	116,784	44,372
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	-	62,081	53,022	116,740	44,290
連結包括利益	(百万円)	-	40,706	151,243	355,413	94,699
連結純資産額	(百万円)	-	2,546,471	2,686,664	3,114,051	3,040,896
連結総資産額	(百万円)	-	18,012,060	17,648,951	17,337,510	16,873,323
1株当たり純資産額	(円)	-	1.57	1.64	1.79	1.67
1株当たり当期純利益	(円)	-	0.04	0.03	0.07	0.02
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	-	14.14	15.22	17.96	18.02
連結自己資本利益率	(%)	-	2.45	2.03	4.03	1.44
連結株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	-	316,767	448,205	225,807	354,995
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	-	33,263	36,062	7,512	75,141
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	-	61,591	11,050	71,974	21,544
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	-	1,229,610	734,292	1,039,586	781,277
従業員数	(人)	-	704	761	787	800

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 連結株価収益率について、当行株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 従業員数は、当行グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当行グループへの出向者を含んでおります。
- また、海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含んでおりません。
- なお、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
6. 2017年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
経常収益	(百万円)	294,656	389,589	476,885	481,996	283,665
経常利益	(百万円)	41,537	62,094	52,871	116,748	44,215
当期純利益	(百万円)	41,612	62,095	52,877	116,765	44,225
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	-	-	-	-	-
資本金	(百万円)	1,683,000	1,765,200	1,785,300	1,883,800	1,963,800
発行済株式総数	(千株)	1,533,000,000	1,615,200,000	1,635,300,000	1,733,800,000	1,813,800,000
純資産額	(百万円)	2,507,611	2,532,947	2,679,037	3,107,200	3,042,480
総資産額	(百万円)	18,571,673	17,998,424	17,641,214	17,330,523	16,874,791
貸出金残高	(百万円)	14,309,138	13,513,680	13,576,561	13,133,980	13,556,815
有価証券残高	(百万円)	281,249	338,928	362,975	352,750	275,817
1株当たり純資産額	(円)	1.63	1.56	1.63	1.79	1.67
1株当たり配当額	(円)	-	-	-	-	-
1株当たり当期純利益	(円)	0.02	0.04	0.03	0.07	0.02
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	13.50	14.07	15.19	17.93	18.03
自己資本利益率	(%)	1.67	2.46	2.03	4.04	1.44
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	86,879	-	-	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	38,559	-	-	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	120,601	-	-	-	-
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	884,516	-	-	-	-
従業員数	(人)	672	697	752	778	790
株主総利回り	(%)	-	-	-	-	-
最高株価	(円)	-	-	-	-	-
最低株価	(円)	-	-	-	-	-

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり配当額及び配当性向について、当行は、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号。以下「当行法」という。なお、本有価証券報告書における当行法についての記述は、本有価証券報告書提出日現在有効な規定に従って記載しております。)第31条に基づき、配当の制限を受けており、配当を実施していないため、記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4. 自己資本比率は、期末純資産の部の合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5. 株価収益率、株主総利回り、最高株価及び最低株価について、当行株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 従業員数は、当行から社外への出向者を除き、社外から当行への出向者を含んでおります。

また、海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含んでおりません。

なお、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

7. 第6期より連結財務諸表を作成しているため、第6期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2【沿革】

当行は、当行法に基づき、株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務（以下「旧日本公庫JBIC」という。）が同公庫から分離され、日本政府が全株式を保有する政策金融機関として2012年4月1日に設立されました。駐留軍再編促進金融業務については、2012年9月末をもって終了し、残余財産の国庫納付をもって、同年11月末に同勘定を廃止しております。また、民間の資金・ノウハウを活用した海外インフラ事業等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、当行の機能を強化するものとして、2016年5月に「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」が可決・成立しております。同法律における関連規定が施行されたことを受け、同年10月1日に、期待収益は充分だがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行う特別業務を開始しております。

なお、参考として、旧日本輸出入銀行、旧海外経済協力基金、旧国際協力銀行及び旧日本公庫JBICの沿革についても記載しております。

年月	事項
2011年4月	「株式会社国際協力銀行法」が可決・成立、2012年4月1日に日本政策金融公庫から国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が分離することが決定
2012年4月	当行設立
2012年9月	駐留軍再編促進金融業務を終了
2012年11月	駐留軍再編促進金融勘定を廃止
2016年5月	「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」が可決・成立
2016年10月	特別業務を開始
2017年6月	株式会社JBIC IG Partners設立

(参考)

旧日本輸出入銀行、旧海外経済協力基金、旧国際協力銀行、旧日本公庫JBICに係る沿革

年月	旧日本輸出入銀行に係る事項	年月	旧海外経済協力基金に係る事項
1950年12月 1952年4月	日本輸出銀行設立 日本輸出銀行から日本輸出入銀行へ名称を変更	1961年3月	政府出資を受けて日本輸出入銀行が別勘定にて運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継し、海外経済協力基金を設立
年月	旧国際協力銀行に係る事項		
1999年4月	「国際協力銀行法」が公布		
1999年10月 2006年11月 2007年9月 2008年10月	国際協力銀行設立 (日本輸出入銀行と海外経済協力基金のすべての事業を承継) 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」が成立 「国際協力銀行法」の改正法が施行(「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」の施行に伴い、特例業務として駐留軍再編促進金融業務を規定) 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、国際金融等業務につき株式会社日本政策金融公庫に統合、「国際協力機構法」に基づき、海外経済協力業務につき国際協力機構に統合		
年月	旧日本公庫JBICに係る事項		
2007年5月 2008年10月 2010年4月	「株式会社日本政策金融公庫法」及び駐留軍再編促進金融業務を規定する「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が成立 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫を設立 国民生活金融公庫(現 国民生活事業)、農林漁業金融公庫(現 農林水産事業)、中小企業金融公庫(現 中小企業事業)及び(旧)国際協力銀行(うち国際金融等業務)(現 当行)の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継 「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に基づき、日本政策金融公庫設立後も駐留軍再編促進金融業務は国際協力銀行の行う業務として承継 駐留軍再編促進金融業務に係る特別勘定(駐留軍再編促進金融勘定)を設置		

3【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、2021年3月31日現在、当行、子会社2社及び関連会社17社から構成されており、当行は当行法その他の法令により定められた以下の業務を行っております。

（目的）

当行は、日本政府が全株式を保有する政策金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下に示した4つの分野について金融業務を行い、もって、日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

- ・日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進
- ・日本の産業の国際競争力の維持及び向上
- ・地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進
- ・国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処

（企業理念、コーポレート・スローガン、行動原則）

当行は、当行法第1条に規定される目的の下、以下の「企業理念」、「コーポレート・スローガン」、「行動原則」を定め、業務を行っております。

・企業理念

国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。

現場主義：

海外プロジェクトの現場に密着し、早い段階から能動的な関与を行うことで、先駆的な付加価値を創造します。

顧客本位：

お客様の立場になって考え、その声を政策形成につなげることで、独自のソリューションを提供します。

未来志向：

安心で豊かな未来を見据え、高い専門性を発揮して、日本と世界の持続的な発展に貢献します。

・コーポレート・スローガン

日本の力を、世界のために。

Supporting Your Global Challenges

・行動原則

- 一、公益の追求。日本と国際社会への貢献、その使命を全うします。
- 一、顧客の満足。お客さまの立場で悩み、考え、そして行動します。
- 一、プロとしての責任。いかなる仕事にも、主体的に取り組みます。
- 一、果敢なるチャレンジ。失敗を恐れず、新たな価値を創造します。
- 一、スピードとコスト。効率を意識し、仕事の質を高めていきます。
- 一、チームワーク。仲間と心をひとつに、大きな成果を追求します。
- 一、倫理観と遵法精神。JBICの一員としてモラルを持ちつづけます。

（業務の内容）

当行は、その目的を達成するため、当行法その他の法令により定められた業務について、以下を主要な業務として遂行しております。

- （1）輸出金融：我が国プラント輸出の振興、我が国輸出者が他の先進諸国と競争する際の金融面での等しい競争条件の確保（注）を目的とし、日本企業が、発電・通信設備・船舶等のプラントや技術を海外に輸出する際に必要な資金の融資・保証。

（注）他の先進諸国においても公的輸出信用を利用しプラント等の輸出を政府が支援しております。

- （2）輸入金融：我が国への資源の安定供給確保等を目的に、石油・LNG・鉄鉱石などの重要物資を輸入する際に必要な資金の融資・保証。なお、資源関係以外については我が国への輸入が不可欠である航空機等に

関し保証制度を活用。

- (3) 投資金融：我が国の海外事業活動の促進を目的に、日本企業が海外において、現地生産、資源開発など事業を行う際に必要な長期事業資金の融資・保証。
- (4) 事業開発等金融：外国政府、外国政府機関等が実施する日本の貿易、投資等、海外経済活動のための事業環境整備に貢献する事業や、高い地球環境保全効果を有する事業等に必要な資金の融資・保証。
- (5) ブリッジローン：国際収支上の理由及び緊急の必要がある場合に、国際機関等が経済支援資金を供与するまでの間貸し付ける短期融資。
- (6) 出資：海外において事業を行う日系合弁企業や日本企業が業務提携のために出資する外国企業等、日本企業・国際機関が参加するファンド等に対する出資。
- (7) 調査業務：上記の業務に必要な調査。

(経理の特徴)

(1) 区分経理

当行は、一般業務及び特別業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理を行うこととされております(当行法第26条の2)。

また、当行が政府出資、借入れ及び社債発行により調達した資金は、かかる経理の区分に従って、業務勘定ごとに整理することとなります(当行法第4条及び第33条)。

(2) 剰余金処分及び国庫納付

当行は、当行法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が、

イ 0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3カ月以内に国庫に納付しなければならないとされており(当行法第31条第1項)、

ロ 0を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないとされております(同条第2項)。

当行の剰余金は上記以外の方法をもって配当その他の処分を行ってはならないとされております(同条第5項)。

(日本国政府との関係)

(1) 株式の政府保有

当行の発行済株式については、政府がその総数を常時保有することとされております(当行法第3条)。

(2) 日本国政府による監督等

イ 監督

財務大臣は、当行を、当行法等の定めるところに従い監督し、当行に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができます(当行法第38条)。また、財務大臣は、必要があると認めるときは、当行(業務等を委託した法人を含む。)に対して報告を求め、又はその職員に、当行を検査させることができます(当行法第39条)。

また、財務大臣は検査権限の一部を内閣総理大臣に委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します(当行法第40条)。

ロ 役員の選任及び解任等

当行の取締役又は監査役の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力は生じません(当行法第6条第1項)。また、当行の代表取締役の選定及び解職の決議についても、財務大臣の認可を受けなければ、その効力は生じません(同条第2項)。

ハ 定款の変更の決議

当行の定款の変更の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません(当行法第41条第3項)。

二 合併、会社分割、事業譲渡、解散等

当行を当事者とする合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに当行の解散については、当行が独自に決定することはできず、法律によって定められることとなっております(当行

法第42条)。

(3) 財務面の関与

イ 予算及び決算

(イ) 予算

当行の予算は、政府関係機関予算として、財務大臣に提出され、閣議決定後に国の予算の議決の例によって、国会において議決されます(当行法第16条、第19条)。また、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、外国為替資金借入金、社債、一般会計出資金、貸付金等)についても、予算に添付して国会に提出されます(当行法第17条)。

(ロ) 決算

当行は、財産目録を作成し、会社法第435条の規定に基づき作成する貸借対照表、損益計算書及び事業報告書とともに、財務大臣に提出することとされております(当行法第26条)。

また、貸借対照表、損益計算書及び財産目録(以下「貸借対照表等」という。)の提出をした後は、予算の区分に従い決算報告書を作成し、監査役の意見を付して財務大臣に提出することとされており、決算報告書は財務大臣により貸借対照表等を添えて内閣に送付され(当行法第27条)、会計検査院の検査を経て国会に提出されます(当行法第28条、第29条)。

ロ 政府からの借入れ及び政府保証債の発行

当行は、政府から借入れをすることができます(当行法第32条)。

また、政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和21年法律第24号)第3条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、当行の社債に係る債務又は外国通貨長期借入金の借入れに係る債務について、保証契約をすることができます(当行法第35条第1項)。

ハ 借入金及び社債発行等の制限

当行は、各事業年度、社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針を策定して包括的に財務大臣の認可を受けております(当行法第33条第4項)。

当行の短期借入金、外国通貨長期借入金及び政府からの借入金及び社債の元本額の合計は、当行の資本金及び準備金の合計額の10倍を超えてはならない(社債の借換えに必要な場合は除く。)こととされております(当行法第33条第6項、第7項)。

二 出資金

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当行に出資することができます(当行法第4条)。

ホ 検査

(イ) 会計検査院の検査

当行に対しては、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第20条及び第22条に基づき、会計検査院による検査が行われております。検査結果は、毎年一回会計検査院から内閣を経由して国会に提出されます。

(ロ) 財務大臣の検査

当行に対しては、財務大臣による検査が行われます(当行法第39条)。

(ハ) 金融庁の検査

当行に対しては、金融庁による検査が行われます。財務大臣は、当行法第39条に規定する検査権限の一部を内閣総理大臣へ委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します(当行法第40条)。

4【関係会社の状況】

(2021年3月31日現在)

名称	住所	資本金又は出 資金	主要な事業の 内容	議決権 の所有 割合 (%) (注2) (注3)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業 上の 取引	設備 の賃 貸借	業務 提携
(連結子会社) 株式会社 JBIC IG Partners	東京都千 代田区	250 百万円	その他事業 (投資助言代 理業)	51.00 (-) [-]	2 (2) (注4)	-	-	-	-
Russia-Japan Investment Fund,L.P.	英国領 ケイマン 諸島	8,655 百万露ルー ブル (注1)	その他事業 (投資業)	- (-) [100.00]	-	-	-	-	-
(持分法適用関連 会社) IFC Capitalization (Equity) Fund,L.P. (注5)	アメリカ 合衆国デ ラウェア 州	1,256 百万米ドル (注1)	その他事業 (投資業)	- (-) [-]	-	-	-	-	-
IFC Capitalization (Subordinated Debt)Fund,L.P. (注5)	アメリカ 合衆国デ ラウェア 州	173 百万米ドル (注1)	その他事業 (投資業)	- (-) [-]	-	-	-	-	-

- (注) 1. 関係会社で決算日が12月31日のものについては、2020年12月31日現在の状況を記載しております。
2. 関係会社で組合形態のものについては、「議決権の所有割合」欄には業務執行権の所有割合を記載して
お
ります。
3. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は「自己と出資、人
事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使す
ると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所
有割合(外書き)であります。
4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
5. 業務執行権の所有割合は100分の20未満であります。実質的な影響力を持っているため関連会社としてお
ります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

(2021年3月31日現在)

	当行	連結子会社	合計
従業員数(人)	790	10	800

- (注) 1. 従業員数は、当行グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当行グループへの出向者を含んでおります。
また、海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含んでおりません。
なお、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 同一の従業員が複数の事業に従事しているため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 当行の従業員数

(2021年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
790	38.65	11.15	8,244

- (注) 1. 従業員数は、当行から社外への出向者を除き、社外から当行への出向者を含んでおります。
また、海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含んでおりません。
なお、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、社外から当行への出向者及び海外の現地採用者を含んでおりません。
3. 当行の従業員組合は、株式会社国際協力銀行組合と称し、組合員数は410人であります。労使間においては、特筆すべき事項はありません。
4. 同一の従業員が複数の事業に従事しているため、セグメント別の記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当行では、以下のとおり中期経営計画を策定し、具体的な対処すべき課題として同計画を推進しています。

<第4期中期経営計画（2021～2023年度）>

当行は、2012年4月の発足以降、多様な金融機能を通じ、我が国企業の海外事業展開や資源確保、地球環境保全などの業務に対し、積極的なリスクマネー供給と民間資金動員に取り組んで参りました。2018～2020年度を対象とする第3期中期経営計画では、イノベーションや経済フロンティアに代表される成長分野・新領域への取り組みを含む新たな課題設定の下、3年間で累計5兆9,952億円の出融資保証承諾を実施しました。また、2020年には新型コロナウイルス感染症拡大が我が国企業の海外ビジネスに及ぼす影響に対処するため、「新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ」に基づく支援を開始し、危機対応に取り組んで参りました。

現在、日本を含む多くの国・地域では、引き続きコロナ禍が経済に大きな影響を及ぼしている状況であり、同時に、ポスト・コロナを見据えた世界的な復興のためには、産業・社会の構造的な変革の必要性が明確になっております。国際社会では、気候変動問題に対処するための円滑なエネルギー移行の実現や、包摂的で持続可能な開発・成長の達成に向けた意欲的な取り組みが急務とされています。また、産業界では、新常态における消費ニーズや地政学リスクの高まりを視野に入れ、グローバル・サプライチェーンの見直し・最適化への動きが続くと同時に、急速なデジタル化・イノベーションの進展に適応するための国際的な連携が模索されています。

当行は、こうした課題に対処するため、今般、2021～2023年度を対象とする第4期中期経営計画を策定いたしました。第4期中期経営計画（2021～2023年度）においては、「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。」という企業理念の下、今後10年先を見据えたあるべき姿として、「海図なき世界情勢の中で、日本の力で未来を築く『羅針盤』でありたい。」という中長期ビジョンを掲げることといたしました。この中長期ビジョンの下、第4期中期経営計画では、6つの重点取組課題、17の具体的な取組目標を定めております。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

中長期ビジョン（ありたい姿）	
海図なき世界情勢の中で、日本の力で未来を築く「羅針盤」でありたい。	
重点取組課題	取組目標・評価指標
国際経済社会の持続可能な発展に向けた地球規模の課題への対処	
	1. 脱炭素社会の実現に向けたエネルギー変革への対応 世界の温室効果ガス削減及び我が国の脱炭素化に向けた新たなエコシステムの形成に貢献するため、再生可能エネルギー・省エネルギー、スマートエナジー（蓄電技術等）、グリーン・モビリティ、スマートシティ、水素の製造・輸送利活用推進等に関する事業へのファイナンスを通じ、温室効果ガス削減やグリーンイノベーションの普及を支援 ホスト国による持続可能なエネルギー移行へのエンゲージメントを図りつつ、環境負荷低減に資する事業の拡大に貢献するため、エネルギー転換、CCUS/カーボンリサイクル、アンモニア・水素混焼等に関する事業へのファイナンスを通じ、世界のエネルギー移行に向けた取り組みを支援
	2. 社会的課題の解決に資する事業に対する支援 健康・福祉・衛生の向上、雇用創出、持続可能な都市・居住空間の形成など、持続可能な成長に向けたホスト国の社会的課題解決への取り組みに貢献するため、医療環境の整備・拡充（感染症対策、病院・医療機器）、基礎的インフラへのアクセス（上下水道、地方電化・分散型電源、情報通信）、生活環境の整備（都市開発・防災、公共交通）、衛生環境の向上（廃棄物処理・再生利用、海洋プラスチックごみ対策）、食の安全・持続可能な食糧システム（フードバリューチェーン）など、ホスト国の社会的課題の解決に資する事業支援

<p>産業・社会構造の変革下における我が国産業の国際競争力強化支援</p>	<p>1. 国際的なサプライチェーンの強靱化・再構築への対応 我が国企業によるグローバルなサプライチェーンの再編、及び新規市場開拓のための現地サプライチェーン構築に向けた取り組みに貢献するため、我が国企業による海外向け新規設備投資（事業拠点の移設、新設及び増設に係る投資）や現地裾野産業、海外の産業集積地におけるインフラ整備など、我が国企業によるグローバルなサプライチェーン強靱化・再構築を支援</p> <p>2. デジタル変革等に向けた我が国企業のM&A・技術獲得への支援 急速なデジタル変革の進展に対応するため、ビジネスモデルの再構築や先端技術の開発・獲得を行う我が国企業の取り組みを後押しするため、デジタル技術をはじめとする海外の先進的な技術・ノウハウの獲得などに対するファイナンスを通じ、デジタル変革期における我が国企業の国際競争力強化を支援</p>
<p>質の高いインフラ海外展開に向けた戦略的取り組みの推進</p>	<p>1. 我が国企業の強みを生かした海外インフラ事業への参画に対する支援 ホスト国における債務持続可能性、プロジェクトのライフサイクルコストに照らした経済性などを確保し、環境・社会面での影響などに配慮した質の高い海外インフラの普及に貢献するため、我が国企業によるコアとなる技術の活用やオペレーション&メンテナンス（O&M）等への継続的関与などによる質の高い海外インフラ展開を支援</p> <p>2. 多国間連携・国際金融機関等との連携の推進 多様な資金の出し手との協調・連携を通じ、世界のインフラニーズに対応していくため、日米豪印を含む多国間連携や国際金融機関等との協調による案件の発掘・形成に向けた取り組みを推進</p>
<p>経済情勢の変化に即応した政策金融機能の発揮</p>	<p>1. コロナ禍の影響を受けた海外事業に対する機動的対応 危機対応業務（危機対応緊急ウィンドウに基づく融資）の着実な実施 国際金融環境の変化への機動的な対応（適切な与信管理を含む）</p> <p>2. 政策的重要性の高い国・地域に対する戦略的取り組み 政策的重要性の高い国・地域における出融資保証案件の組成に向けた戦略的取り組み（多国間連携による取り組みやアフリカ向け事業支援の拡充を含む）</p> <p>3. 中堅・中小企業支援を含む政策金融機関としての業務の着実な実施 重要資源の確保や我が国産業の海外展開支援など政策金融の着実な実施 地域金融機関をはじめとする民間金融機関との連携強化や情報発信等を通じ、中堅・中小企業の海外進出を支援</p> <p>4. 政策金融としてのリスクテイク機能の強化 特別業務の活用等によるリスクテイク機能の強化、及び現地通貨建融資等を活用したファイナンス手法の多様化 政策金融機関としての対外交渉力・対外発信力の強化</p> <p>5. 民間資金動員の更なる推進 当行の出融資保証業務及び貸付債権の流動化を通じ、民間事業投資及び民間金融機関による融資を含む民間資金の動員を積極的に推進</p>
<p>外部環境の変化に対応する業務体制の整備</p>	<p>1. ビジネス環境の変化への対応を可能とする業務体制の整備 ビジネス環境・顧客ニーズの変化、SDGs・気候変動問題への対応、ESG投資に関する世界的潮流等の外部環境を踏まえた業務体制の整備</p> <p>2. 金利指標改革への適切な対応 出融資保証業務における代替金利指標への円滑な移行、システム改修・与信事務プロセスの見直しを含む金利指標改革（LIBOR廃止）への適切な対応</p> <p>3. ウィズ・コロナ/ポスト・コロナ下における適切かつ効率的な審査・与信管理 リモート環境の制約下における適切かつ効率的な審査・与信管理の実施 コロナ禍の長期化や金利指標改革等の国際情勢・社会環境の変化に対応するリスク管理</p>
<p>新常態に対応する効率的な組織運営</p>	<p>1. 新常態に対応するデジタル環境の整備 業務プロセスの迅速な見直し・改善及び電子化、ロボティクス・プロセス・オートメーション（RPA）の効果的活用 リモートワークの常態化を見据えた情報システムのユーザ利便性向上に向けた機能強化、及び情報システムの安定性・安全性の確保</p>

2. 多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成と働き方改革の推進

職員の多様性を活力とする組織文化の醸成と自律的なキャリア形成・能力開発の支援

職員が活力を持って持続的に働ける環境の向上に向けた取り組み

3. コンプライアンス態勢の実効性強化

実効性と効率性を両立したコンプライアンス態勢の整備

(参考) <第3期中期経営計画(2018~2020年度)に係る経営諮問・評価委員会の評価>

各目標の達成度合いを総合した重点取組課題ごとの評価は、社外の有識者及び社外取締役より構成される経営諮問・評価委員会において決定されます。2018年6月に策定した第3期中期経営計画(2018~2020年度)に係る経営諮問・評価委員会の評価は以下のとおりです。

- ・株式会社国際協力銀行(JBIC)は、2018~2020年度中期経営計画において、日本企業の海外ビジネスを切り開いていくことを目指し、業務分野において「成長分野・新領域」「インフラ海外展開」「環境保全」「M&A」といった分野を特定し、組織としての注力事項を目標設定において明確化した。
- ・本中期経営計画の期間中には、地政学的な緊張の高まりがビジネスに与える影響の増大に加えて、2020年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国際経済が大きく停滞する事態となった。こうした環境変化を克服していくためにも、日本企業にとっては、AIやIoTに代表されるデジタル変革への対応、脱炭素社会の実現やサステナビリティへの対応が喫緊の課題となっている。
- ・こうした社会・産業における大きな転換期において、意欲的な目標設定やコロナ禍の影響もあって未達となった取組目標はあるものの、JBICは本中期経営計画において設定した重点取組課題に沿ってプロアクティブな姿勢で取り組み、日本企業の海外ビジネスにおける新たな展開支援といった今後にも繋がる成果をあげたものと評価する。具体的には以下のとおり。
 - 「成長分野・新領域」では、イノベーション分野の取り組みとして、北欧バルト地域のスタートアップ企業を投資対象とするファンドを設立し、日本企業との協業機会創出を目指し、AIや次世代モビリティといった分野で投資を行うといった、従来にはない革新的な取り組みにチャレンジをはじめている。また、経済フロンティアの分野においては、コロナ禍の影響が大きいインドにおいて、日系自動車メーカーの裾野産業支援を行ったほか、アフリカにおける環境保全の取り組みとしてモロッコ陸上風力発電事業を支援するなど、ホスト国との共存といった観点で意義の高い取り組みを行った。
 - 「インフラ」では、自由で開かれたインド太平洋構想の下、同地域における経済成長や持続可能なインフラ投資を促進すべく、日米豪連携を推進。当該枠組の下、各国にミッションを派遣して案件の発掘・形成に努め、パラオ海底ケーブル事業支援を実現。また、電力以外の社会インフラへの支援を強化し、物流・廃棄物処理といったセクターで支援実績をあげた。
 - 「環境保全」では、ESG投資や脱炭素社会に向けた世界的な潮流や日本政府の政策と連動し、支援メニューの創設・改編などを行うとともに、米国水素ステーション事業や英国における洋上風力発電所向け海底送電事業を支援するなど、日本企業の環境分野における新たなビジネス展開を積極的に支援。
 - 「M&A」では、インドにおける大手製鉄会社M&A、スイス法人のパワーグリッド事業買収等の大型M&A案件を民間金融機関と連携し支援。また、フィジー電力会社M&Aをはじめ、出資を活用した支援も実施。
 - 「政策金融の着実な遂行」として、「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を創設し、コロナ禍で影響を受ける日本企業の海外事業継続支援を通じ、政府機関としてのセーフティネット機能を十分に発揮したほか、特別業務や現地通貨建融資等を活用した支援に取り組んだ。
- ・組織分野においては、業務分野を支えるべく「業務機能の高度化」、「経営態勢の高度化」、「組織基盤の強靭化」を重点取組課題として設定。業務機能の高度化においては、国際情勢の変化や日本政府の政策に連動し、各種支援メニューの創設・改編など機動的な対応を実施。また、2018年8月の調査部の設置や海外駐在員事務所の新設(トルコ・豪州)を通じ、世界の地経学的動向も見据えた案件形成を行うべく、インテリジェンス機能の強化や海外とのネットワーク強化も取り組んだ。経営態勢の高度化の観点では、経営企画部・業務企画室・総裁室を統合し、企画事項を一元化した上で効率的な情報共有と迅速な意思決定を可能とすべく組織体制を見直しており、コロナ禍への的確な対応もその効果の表れと評価する。また、組織基盤の強靭化においては、働き方改革基本計画に基づき、ハード面・ソフト面の諸施策を着実に実施してきているほか、新たなビジネスに対応する人材育成にも注力している。
- ・足許では、引き続き世界経済の見通しが不透明である中、コロナ禍で影響を受けた日本企業の海外ビジネス支援やポスト・コロナを見据えたサプライチェーン強靭化・再構築に向けた取り組みは、JBICが引き続き注力すべき分野であり、着実な取り組みに期待する。同時に、脱炭素社会の実現に向けた取り組み、国際経済社会の持続可能な発展を意識した取り組み、デジタル変革への迅速な対応、質の高いインフラの普及など、今日的な課題に対し、世界をリードしていくべく、チャレンジしていくことに期待する。こうした新たな課題への着実な取り組みを進めるために、外部環境や顧客ニーズの変化を踏まえ、業務分野における新たな展開を見据えた体制の整備を進めること、また、効率的な組織運営を可能とするデジタル環境の整備や人的資本の強化を図ることが必要であり、こうした観点からの不断の組織改革を期待する。

<新型コロナウイルス感染症に係る対応>

(1) 既往案件・債務者に対する適切なモニタリング

2019年度第4四半期から始まった新型コロナウイルス感染症拡大による経済環境の変化や不確実性の高まりに伴い、債務者等の財務状況悪化やプロジェクトの建設遅延・操業への影響等を通じ、債務者等に影響が生じ得るところ、当行与信ポートフォリオの特性を踏まえ、引き続き、与信集中管理や予兆管理等の枠組を活用しつつ、業況や債権回収の見通しにつき適切にモニタリングしていきます。

(2) 日本政府の経済対策を踏まえた日本企業の海外事業活動の支援

当行は、2020年1月に日本企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援及び質の高いインフラ整備支援を目的として「質高インフラ環境成長ウインドウ」と「海外展開支援ウインドウ」から構成される「成長投資ファシリティ」を創設しており、また、2020年4月には、同ファシリティに「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を追加の上、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている日本企業の海外における事業活動を支援しています。その後、2021年1月に「成長投資ファシリティ」の「質高インフラ環境成長ウインドウ」と「海外展開支援ウインドウ」を廃止の上、新たに「脱炭素推進ウインドウ」と「サプライチェーン強靱化ウインドウ」から構成される「ポストコロナ成長ファシリティ」を創設している他、2021年6月には、「成長投資ファシリティ」の「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」の実施期限を2021年12月末に延長しています。なお、2020年3月には、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた企業を対象に相談窓口を設置しており、当該窓口も通じ、日本企業のニーズに対応しています。

2【事業等のリスク】

当行グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 日本国政府の政策等について

当行は、当行法により、政府が当行の発行済株式の総数を常時保有する旨が定められているほか、前述（第1企業の概況 3事業の内容）のとおり、政府の監督や財務面の関与を受ける旨等が定められております。また、当行の業務運営は国の政策に基づき行われており、民間金融機関では対応が困難な分野を補完し、政策金融を機動的に実施する役割を有しております。今後においても、当行の業務運営、経営成績及び財政状態は、日本国政府の政策に影響を受けることとなります。

なお、以下の点についても留意が必要となります。

経済対策等への対応による影響について

当行は、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（2019年12月5日閣議決定）を踏まえて、2020年1月30日より、日本企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開及び質の高いインフラ整備を幅広く支援することを目的に、成長投資ファシリティを開始しております。2020年4月には、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（2020年4月20日閣議決定）を踏まえて、同ファシリティの下で新たに「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を創設し、2020年7月には株式会社国際協力銀行法施行令の改正等により、先進国事業及び国内企業向け貸付業務等を時限的に拡充しております。

また、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（2020年12月8日閣議決定）を踏まえ、2021年1月29日より「ポストコロナ成長ファシリティ」を開始し、ポスト・コロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、我が国企業による脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やサプライチェーンの強靱化の支援に取り組んでおります。

なお、出資の分野では、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（2013年1月11日閣議決定）を踏まえ、2013年2月26日に創設した海外展開支援出資ファシリティを実施しております。

こうした経済対策等の実施に伴う予算措置等により、日本国政府による出資の受入や政府借入、政府保証債等の発行による多額の資金調達等を行うことがあり、当行の財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

法的規制等について

当行は、会社法及び当行法に基づく特殊会社であり、その運営においては当該法律及び関連法令等の規制を受けております。また、当行を当事者とする合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに当行の解散については、会社法の規定にかかわらず、当行が独自に決定することはできず、別に法律において定めることになっております。したがって、将来において、当該法的規制等に変化が生じた場合には当行の運営その他に影響を及ぼす可能性があります。

独立行政法人国際協力機構及び株式会社日本政策金融公庫との連帯債務について

2012年4月1日以降、株式会社日本政策金融公庫発足前の旧国際協力銀行が発行した債券については、当行及び独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が連帯して債務を負い、当該債券の保有者は、当行及びJICAの財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。また、当行の成立時までに株式会社日本政策金融公庫が発行した社債については、分離後の当行及び同公庫が連帯して債務を負い、当該社債の保有者は、当行及び同公庫の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。

(2) 各業務におけるリスクについて

当行は、政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関とは異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、各業務においては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクを含む業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

しかしながら、リスク管理においてすべての予期せぬリスクを管理することは困難であり、当行の各業務において何らかの想定外の事象が生じた場合には、当行の業務運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当事業年度末時点においては、新型コロナウイルスの感染拡大等により外部環境の変化が生じており、当行のオペレーションに影響を及ぼす場合には、それに起因した損失を被る可能性があります。在宅勤務の最大限の活用や感染者発生時でも必要な業務継続が可能となる勤務体制の導入等、新型コロナウイルスによる影響への対策を講じており、適切なリスク管理に努めております。

なお、当行では、一般業務勘定及び特別業務勘定ごとにリスク管理を行っており、各業務において主たるリスクと認識している事項は、以下のとおりであります。

ア 信用リスク

出融資保証等の業務を行っている当行においては、与信先の信用状態の悪化等により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引の支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等につき大幅に悪化した場合には、当行の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

当行では、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行の公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスクを評価しております。

信用リスク管理においては、与信決定に当たっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を行っており、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度を整備し、個別与信の判断等に利用しております。また、資産自己査定により、その資産の特徴を適切に査定結果に反映し、適時の与信管理を行い、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。当行では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという当行のローン・ポートフォリオの特徴等を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスクの計量化を行い、与信管理に活用しております。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

なお、当事業年度末時点において、新型コロナウイルスの感染拡大等により与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等につき影響が生じておりますが、当行として適切に資産自己査定結果に反映しております。当行としては、上記リスクについて、引き続き適時に状況を把握するためモニタリングを継続し、必要に応じて対応を検討してまいります。新型コロナウイルスの感染拡大等により、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、当行の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

イ 市場リスク

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されております。

市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当行は、ALMにより為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等においてリスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置の上、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR等に

よりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。

具体的には、以下の対応を推進することにより、為替リスク及び金利リスクが顕在化した場合の影響を極小化しております。

なお、当事業年度末時点において、新型コロナウイルスの感染拡大等により市場環境等の変動が生じておりますが、当行としては、上記リスクについて、引き続き適時に状況を把握するためモニタリングを継続し、必要に応じて対応を検討してまいります。

(為替リスク)

当行では、外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、外貨貸付・調達に当たり通貨スワップ等を利用し、為替レートの変動により損失を被るリスクを原則としてフルヘッジする方針をとっております。また、外貨建関連会社出資においては、その一部につき先物外国為替予約を利用した為替リスク・ヘッジを行っております。

(金利リスク)

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

() 円貨貸付業務においては、主として固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスク・ヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

() 外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスク・ヘッジを行っております。

ウ 流動性リスク

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、外国為替資金、政府保証外債及び財投機関債などの長期・安定的な手段で実施しており、流動性リスクは限定的と考えます。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

なお、当事業年度末時点において、新型コロナウイルスの感染拡大等により市場環境等の変動が生じておりますが、流動性リスクは引き続き限定的です。当行としては、上記リスクについて、引き続き適時に状況を把握するためモニタリングを継続し、必要に応じて対応を検討してまいります。今後の状況によっては市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

エ オペレーショナルリスク

当行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクとして、当行は、以下に掲げる事務リスク、システムリスク及び情報セキュリティリスクのほか、当行の業務に付随する直接的、間接的なさまざまなリスク（有形資産リスク、法務リスク、風評リスク、人的リスク）を負っております。当行ではこのようなリスクの把握、分析及び管理を行っており、オペレーショナルリスク事象の未然防止や再発防止に努めておりますが、不測の事態等により、それに応じた損失が発生する可能性があります。

なお、当事業年度末時点において、新型コロナウイルスの感染拡大等により外部環境の変化が生じておりますが、当行としては、当行のオペレーションへの影響等の観点を含め上記リスクについて引き続きモニタリングを継続しており、必要に応じ、対応を検討していくこととしております。

(事務リスク)

当行は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

当行では、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

(システムリスク)

当行は、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを負っております。

当行では、システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、緊急的なシステム停止への対応策としてコンティンジェンシープランを策定の上、訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可

能性があります。

(情報セキュリティリスク)

当行では、情報管理を含む情報セキュリティ規程及び体制の整備や役職員への教育の徹底等により、情報セキュリティに万全を期しております。しかしながら、サイバー攻撃、その他の不正アクセス、コンピュータウイルス感染等により、情報の流出、システム機能の停止等が生じ、それに対応するための費用や情報の流出に起因する損害賠償の負担等の損失を被るリスクを負っております。

(3) LIBOR等の金利指標に関するリスク

当行では、貸出やデリバティブ等の取引においてロンドン銀行間取引金利(LIBOR)等の金利指標を参照しております。2014年7月、金融安定理事会は、2011年以降に顕在化した一連のLIBOR不正操作問題などを踏まえ、代替金利指標としてのリスクフリー・レートの構築を提言しました。また、2021年3月には、英国の金融行為規制機構(FCA)が、各通貨のLIBORについて、2021年12月末又は2023年6月末における恒久的な公表停止又は指標性の喪失に関する声明を発表しております。

このような状況を踏まえ、当行としても、LIBORの公表停止等に備えた代替金利指標への移行に係る対応を進めております。現時点で未確定な要素もありますが、LIBORを参照するローンやデリバティブを含む金融商品等の収益性、流動性、価格等に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、生産、受注及び販売の状況は、当行グループにおける業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

財政状態及び経営成績の状況

世界経済は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、各国の積極的な財政・金融政策により下支えられている状況にあり、感染拡大防止のため経済・社会活動が制限され、今後の回復見通しは不透明な状態となっております。加えて、自由貿易体制の基盤が揺らぎ、国際社会のパワーバランス変化や、保護主義・経済ナショナリズムの広がりへの懸念も生じております。

我が国経済も、2020年度は実質経済成長率が大幅なマイナスになり、2021年度においても完全な回復が見込まれておりません。今後は、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、人口減少・少子高齢化の進行、第四次産業革命の到来、生産性と成長性の伸び悩み、通商問題・保護主義の台頭、エネルギー・環境制約の高まり等の課題に対処していく必要があります。

これらの課題に対し、日本政府は、「ニューノーマル」構築の原動力となる社会全体のデジタル化の推進やイノベーションへの投資強化を通じて、生産性と成長性の引き上げによる経済成長の実現を目指し、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（2020年7月17日閣議決定）を策定しています。「成長戦略フォローアップ」（2020年7月17日閣議決定）においては、日本経済の持続的成長のために、引き続きサプライチェーンの再編や多元化が進む中、我が国企業のビジネスモデルの競争力強化を図るべく、我が国企業の海外市場開拓等を支援し、海外展開を促していく旨が謳われております。また、「インフラシステム海外展開戦略 2025」（2020年12月10日経協インフラ戦略会議決定）においては、グローバル化の推進、デジタル変革への対応等を通じた、産業の競争力の向上による経済成長の実現、我が国企業による質の高いインフラ整備等を通じた相手国の社会課題解決・SDGs達成への貢献及び「自由で開かれたインド太平洋」構想に基づく戦略的対応の実現等が謳われており、積極的なリスクテイク等を通じた公的金融機関による支援が必要とされております。更に、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（2020年12月8日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国のサプライチェーンについて、海外における生産拠点の集中度が高い製品等の供給途絶など、その脆弱性が顕在化したことを踏まえ、海外生産拠点の多元化に資する設備投資に対して支援を実施すること等が謳われております。

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、我が国企業は、これに対応すべくデジタル化や人的資本形成、イノベーションに対する投資を行いながら、海外市場の成長を積極的に取り込む動きを継続・深化させる動きを加速させております。

このように、グローバルな環境変化が起こる中、当行は、当行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、（1）日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、（2）日本の産業の国際競争力の維持及び向上、（3）地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、（4）国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処、の4つの分野の業務を行い、日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とし、かかる分野における出融資保証案件への積極的な対応を行っております。

これらの業務を遂行するに当たり、当行は企業理念として、「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展（ひら）きます。」を掲げています。これは、当行にとってのコア・バリューである、「現場主義」「顧客本位」「未来志向」の3つを表すものです。当行にとって、「現場主義」とは、海外プロジェクトの現場に密着し、早い段階から能動的な関与を行うことで、先駆的な付加価値を創造することであり、「顧客本位」とは、お客様の立場になって考え、その声を政策形成につなげ、独自のソリューションを提供すること、そして、「未来志向」とは、安心で豊かな未来を見据え、高い専門性を発揮し、日本と世界の持続的な発展に貢献することです。

こうした理念を踏まえつつ、当行は10年程度先にありたい姿「海図なき世界情勢の中で、日本企業の海外ビジネスを切り開く『羅針盤』でありたい。」を中長期ビジョンとして定めるとともに、第3期中期経営計画（2018～2020年度）を策定し、不確実性が増す国内外の情勢を的確に捉え、産業界の新たな取り組みや変化に対応した支援を実現していくことを目指してまいりました。

当期、2020年当初より新型コロナウイルス感染症が拡大し、国内外経済に与える影響が懸念される中、当行は2020年3月に相談窓口を開設し、影響を受けた日本企業の海外事業の支援に取り組んできました。2020年4月には我が国企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援及び質の高いインフラ整備を幅広く支援することを目的とした「成長投資ファシリティ」に新たに「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を創設したほか、2020年7月には株式会社国際協力銀行法施行令の改正等により、先進国事業及び国内企業向け貸付業務等を時限的に拡充しております。また、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（2020年12月8日閣議決定）及び「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（経済産業省策定、2020年12月25日成長戦略会議報告）の一環として、「成長投資ファシリティ」を再編・強化した「ポストコロナ成長ファシリティ」を創設し、ポスト・コロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、我が国企業による脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やサプライチェーンの強靱化の支援に取り組んでおります。

上記の取り組みの結果、当連結会計年度の当行の出融資保証等承諾実績は、2兆5,993億円となりました。セグメント区分ごとの当連結会計年度の経営成績並びに当行グループの財政状態及び経営成績の状況の概要につきましては、以下のとおりとなりました。

〔一般業務〕

日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進する取り組みとして、日本企業によるモザンビークにおけるガス田開発及びLNG生産事業に対し融資を行いました。

日本の産業の国際競争力の維持及び向上に向けた取り組みとして、インフラ分野では、UAEでの廃棄物処理・発電事業や、バングラデシュにおけるガス焚複合火力発電事業等への融資を行いました。海外M&Aの分野では、日本企業によるスイス法人のパワーグリッド事業買収案件に対する融資を行うなど、海外における事業拡大や新たな事業展開を支援しました。また、日本企業のサプライチェーン支援として、インドにおける日系自動車メーカーのサプライヤー及びディーラー並びに日系自動車の販売金融に必要な資金をインドの国営商業銀行を通じて融資しました。中堅・中小企業の海外事業展開については、ASEAN諸国や中国・メキシコ等の各国において、現地通貨建て融資も活用しつつ積極的な支援を行いました。

地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する取り組みとして、「成長投資ファシリティ 質高インフラ環境成長ウインドウ」及びこれを再編・強化した「ポストコロナ成長ファシリティ 脱炭素推進ウインドウ」を活用し、メキシコにおける環境関連事業に必要な資金を政府系金融機関を通じて融資すべく、同行との間でクレジットラインを設定しました。

経営成績につきましては、当連結会計年度は上記取り組み等を通じ、貸出金利息等の資金運用収益2,331億円等を計上した結果、経常収益は、前連結会計年度比2,017億円減少し、2,838億円となりました。一方、社債利息等の資金調達費用1,502億円等を計上した結果、経常費用は、同1,286億円減少し、2,399億円となりました。結果、経常利益は、同730億円減少し、438億円となり、特別損益等を含めた親会社株主に帰属する当期純利益は、同730億円減少し、438億円となりました。

〔特別業務〕

特別業務の関係では、脱炭素社会の実現にも資する案件として、アイルランドにおける次世代蓄電池を用いた電力調整サービス事業に対する出資や、米国カリフォルニア州における水素ステーション事業に対する出資を実施しました。また、日米豪連携の下で、パラオ海底ケーブル敷設事業への融資を行いました。

経営成績につきましては、当連結会計年度は、貸出金利息等の資金運用収益1,360百万円等を計上した結果、経常収益は、前連結会計年度比793百万円増加し、1,373百万円となりました。一方、資金調達費用432百万円等を計上した結果、経常費用は、同160百万円増加し、885百万円となりました。結果、経常利益は、同633百万円増加し、487百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、同633百万円増加し、487百万円となりました。

〔当行グループ〕

当行グループは、当連結会計年度末時点において、一般業務及び特別業務のみから構成され、業務規模では一般業務が大宗を占めていることから、当行グループの経営成績等の状況の概要は、一般業務に近いものとなっております。

経営成績につきましては、当連結会計年度は、貸出金利息等の資金運用収益2,340億円等を計上した結果、経常収益は、前連結会計年度比2,011億円減少し、2,847億円となりました。一方、社債利息等の資金調達費用1,502億円等を計上した結果、経常費用は、同1,287億円減少し、2,403億円となりました。結果、経常利益は、同724億円減少し、443億円となり、特別損益等を含めた親会社株主に帰属する当期純利益は、同724億円減少し、442億円となりました。

財政状態につきましては、資産の部の当連結会計年度末残高は、現金預け金が減少したこと等により、前連結会計年度末比4,641億円減少した結果、16兆8,733億円となりました。主な内訳は、貸出金13兆5,568億円、支払承諾見返1兆8,351億円、現金預け金1兆2,339億円となっております。負債の部の当連結会計年度末残高は、支払承諾が減少したこと等により、同3,910億円減少した結果、13兆8,324億円となりました。主な内訳は、借入金6兆6,513億円、社債4兆9,649億円、支払承諾1兆8,351億円となっております。純資産の部の当連結会計年度末残高は、繰延ヘッジ損益が減少したこと等により、同731億円減少した結果、3兆408億円となりました。主な内訳は、資本金1兆9,638億円、利益剰余金9,815億円となっております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の純増等による支出額が増加したこと等により、前連結会計年度比5,808億円支出が増加し、3,549億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入が増加したこと等により、前連結会計年度比676億円収入が増加し、751億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、国庫納付による支出額が増加したこと等により、前連結会計年度比504億円収入が減少し、215億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度比2,583億円減少し、7,812億円となりました。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

〔一般業務〕

経営成績につきましては以下のとおりであります。

当連結会計年度の資金運用収支は、借入金利息の減少等により資金調達費用が減少したものの、貸出金利息の減少等により資金運用収益も減少したため、前連結会計年度比47億円減少し、828億円の黒字、役務取引等収支は、同13億円増加し、237億円の黒字、その他業務収支は、同116億円増加し、27億円の黒字となり、連結粗利益は、同82億円増加し、1,093億円の黒字となりました。これから営業経費198億円を控除した結果、連結実質業務純益は、同95億円増加し、894億円の黒字となった一方で、以下の「経営成績等に重要な影響を与える要因」に記載のとおり、与信関係費用が947億円増加した結果、その他経常収支及び特別損益等を含めた親会社株主に帰属する当期純利益は、同730億円減少し、438億円となりました。

財政状態につきましては、資産の部の当連結会計年度末残高は、現金預け金が減少したこと等により、前連結会計年度末比4,800億円減少した結果、16兆5,645億円となりました。主な内訳は、貸出金13兆5,251億円、支払承諾見返1兆8,351億円、現金預け金9,620億円となっております。負債の部の当連結会計年度末残高は、社債が増加した一方、借入金が増加したこと等から、同3,959億円減少した結果、13兆8,257億円となりました。主な内訳は、借入金6兆6,471億円、社債4兆9,649億円、支払承諾1兆8,351億円となっております。純資産の部の当連結会計年度末残高は、繰延ヘッジ損益が減少したこと等により、同840億円減少し、2兆7,387億円となりました。主な内訳は、資本金1兆6,605億円、利益剰余金9,816億円となっております。

経営成績等に重要な影響を与える要因

2 [事業等のリスク] (2) ア 信用リスクに記載のとおり、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等につき大幅に悪化した場合には、当行の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があり、経営成績等に重要な影響を与える要因となります。

当連結会計年度の与信関係費用は、前連結会計年度比947億円増加し、608億円となりました。主な要因は、前連結会計年度においては、貸倒引当金を74億円戻入したことに加え、償却債権取立益を293億円計上した一方で、当連結会計年度においては、大型案件の債務者区分下方遷移等により貸倒引当金を539億円繰入れたこと、及び一部の出資先に係る株式等償却69億円を計上したこと等によるものです。なお、当連結会計年度末時点で、貸出金残高13兆5,251億円に対して、リスク管理債権は4,886億円となり、貸出金残高比3.61%となりました。

また、個別出資先の財務状況等により、当行の当該出資に係る有価証券関連損益は大幅に変動する可能性があり、経営成績等に重要な影響を与える要因となります。

当連結会計年度の出資に係る有価証券関連損益（上記の株式等償却は除く。）は、主に、一部の出資先が計上した利益の取込等に伴う組合出資に係る持分損益98億円、及び保有する有価証券の売却による株式等売却益41億円等を計上した結果、165億円の利益となりました。

〔特別業務〕

経営成績につきましては、以下のとおりであります。

当連結会計年度の資金運用収支は、貸出金残高が増加したこと等により資金運用利益が増加した結果、前連結会計年度比496百万円増加し、927百万円の黒字、役務取引等収支は、同34百万円減少し、72百万円の赤字、その他業務収支は、同10百万円増加し、10百万円の黒字、連結粗利益は、同471百万円増加し、865百万円の黒字となりました。これから営業経費293百万円を控除した結果、連結実質業務純益は、同467百万円増加し、571百万円の黒字となり、その他経常収支及び特別損益等を含めた親会社株主に帰属する当期純利益は、同633百万円増加し、487百万円となりました。

財政状態につきましては、資産の部の当連結会計年度末残高は、貸出金の増加に伴い、前連結会計年度末比158億円増加し、3,087億円となりました。主な内訳は、現金預け金2,718億円、貸出金316億円となっております。負債の部の当連結会計年度末残高は、借入金が増加したこと等から、同49億円増加し、66億円となりました。主な内訳は、借入金42億円、その他負債24億円となっております。純資産の部の当連結会計年度末残高は、新たに新出資を受け入れたこと等により、同108億円増加し、3,021億円となりました。主な内訳は、資本金3,033億円となっております。

経営成績等に重要な影響を与える要因

2 [事業等のリスク] (2) ア 信用リスクに記載のとおり、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等につき大幅に悪化した場合には、当行の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があり、経営成績等に重要な影響を与える要因となります。特別業務においては、期待収益は充分であるがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行っており、一般業務に比べ相対的に与信関係費用が大きくなる可能性があります。

当連結会計年度の与信関係費用は、貸出金の増加に伴い、一般貸倒引当金を86百万円繰入れた結果、前連結会計年度比166百万円減少し、86百万円となりました。なお、当連結会計年度末時点で、貸出金残高は31,629百万円となりましたが、リスク管理債権はありません。

また、当連結会計年度の出資に係る有価証券関連損益は、特別業務の経営成績等に重要な影響を与えておりません。

〔当行グループ〕

経営成績につきましては、当連結会計年度の資金運用収支は、前連結会計年度比42億円減少し、837億円の黒字、役員取引等収支は、同13億円増加し、236億円の黒字、その他業務収支は、同116億円増加し、27億円の黒字となり、連結粗利益は、同87億円増加し、1,102億円の黒字となりました。これから営業経費201億円を控除した結果、連結実質業務純益は、同99億円増加し、900億円の黒字となった一方で、与信関係費用が945億円増加した結果、その他経常収支及び特別損益等を含めた親会社株主に帰属する当期純利益は、同724億円減少し、442億円となりました。

財政状態につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

当行グループは、当連結会計年度末時点において、一般業務及び特別業務のみから構成されていることから、当行グループの経営成績等に重要な影響を与える要因は、上記の一般業務及び特別業務に記載の内容と同一となるため、記載を省略しております。また、当連結会計年度において、当行グループに占める業務規模では、一般業務が大宗を占めていることから、一般業務の経営成績等に重要な影響を与える要因が、当行グループに対してより強い影響があるものとなります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度の当行グループのキャッシュ・フローにつきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

なお、当連結会計年度における資本の財源及び資金の流動性については、一般業務においては、我が国企業の海外展開支援等を実施するための財務基盤強化を目的とした資金として、政府からの出資金を受け入れているほか、長期・安定的な資金調達として財政融資資金、外国為替資金、政府保証外債などによる資金調達を実施しております。特別業務においては、インフラ分野における我が国企業の海外展開支援を実施するための財務基盤強化を目的とした資金として、政府からの出資金を受け入れているほか、長期・安定的な資金調達として財政融資資金による資金調達を実施しております。

当行グループの重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当行グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するに当たって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

(3) 経営成績等の状況に係る数値情報

経営成績の状況

イ 一般業務

a 収支の状況

	前連結会計年度	当連結会計年度
資金運用収支(百万円)	87,600	82,869
資金運用収益(百万円)	417,255	233,145
資金調達費用(百万円)	329,654	150,276
役務取引等収支(百万円)	22,379	23,741
役務取引等収益(百万円)	25,595	26,708
役務取引等費用(百万円)	3,215	2,967
その他業務収支(百万円)	8,924	2,731
その他業務収益(百万円)	-	8,722
その他業務費用(百万円)	8,924	5,991
連結粗利益(百万円) (= + +)	101,055	109,341
営業経費(百万円)	21,112	19,865
連結実質業務純益(百万円)	-	89,475
その他経常収支(百万円)	36,988	45,591
その他経常収益(百万円)	42,716	15,255
その他経常費用(百万円)	5,728	60,846
経常利益(百万円)	116,930	43,884
特別損益(百万円)	16	10
税金等調整前当期純利益(百万円)	116,947	43,894
法人税等合計(百万円)	25	45
当期純利益(百万円)	116,921	43,849
非支配株主に帰属する当期純利益(百万円)	35	46
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	116,885	43,802

b 与信関係費用

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金繰入額(は戻入益) (百万円)	7,467	53,900
一般貸倒引当金繰入額(は戻入益) (百万円)	30,627	37,175
個別貸倒引当金繰入額(は戻入益) (百万円)	50,573	6,248
特定海外債権引当勘定(は戻入益) (百万円)	27,413	10,476
貸出金償却(百万円)	2,897	-
株式等償却(百万円)	-	6,945
国債等債券償却(百万円)	-	-
償却債権取立益(百万円)	29,308	2
与信関係費用(百万円) (= + + + -)	33,878	60,844

c 資金運用 / 調達状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定(注1)	前連結会計年度	14,175,141	417,171	2.94
	当連結会計年度	13,636,919	233,064	1.71
うち貸出金	前連結会計年度	13,122,418	398,798	3.04
	当連結会計年度	12,764,092	212,113	1.66
うち有価証券	前連結会計年度	150,140	1,536	1.02
	当連結会計年度	140,807	2,171	1.54
うち買現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	832,187	16,860	2.03
	当連結会計年度	696,798	2,257	0.32
資金調達勘定(注2)	前連結会計年度	12,076,386	329,577	2.73
	当連結会計年度	11,615,376	150,035	1.29
うち借入金	前連結会計年度	7,185,943	126,812	1.76
	当連結会計年度	6,637,462	41,163	0.62
うち社債	前連結会計年度	4,751,906	118,280	2.49
	当連結会計年度	4,710,869	108,967	2.31

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。また、平均残高は金融商品等
差入担保金を含む数値であります。

2. 資金調達勘定の平均残高は、金融商品等受入担保金を含む数値であります。

□ 特別業務

a 収支の状況

	前連結会計年度	当連結会計年度
資金運用収支（百万円）	431	927
資金運用収益（百万円）	577	1,360
資金調達費用（百万円）	145	432
役務取引等収支（百万円）	38	72
役務取引等収益（百万円）	-	-
役務取引等費用（百万円）	38	72
その他業務収支（百万円）	0	10
その他業務収益（百万円）	0	10
その他業務費用（百万円）	-	-
連結粗利益（百万円） （ = + + ）	393	865
営業経費（百万円）	289	293
連結実質業務純益（百万円）	-	571
その他経常収支（百万円）	250	83
その他経常収益（百万円）	2	2
その他経常費用（百万円）	252	86
経常利益（百万円）	145	487
特別損益（百万円）	-	-
税金等調整前当期純利益（百万円）	145	487
法人税等合計（百万円）	-	-
当期純利益（百万円）	145	487
非支配株主に帰属する当期純利益（百万円）	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	145	487

b 与信関係費用

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金繰入額(は戻入益) (百万円)	252	86
一般貸倒引当金繰入額(は戻入益) (百万円)	252	86
個別貸倒引当金繰入額(は戻入益) (百万円)	-	-
特定海外債権引当勘定(は戻入益) (百万円)	-	-
貸出金償却(百万円)	-	-
株式等償却(百万円)	-	-
国債等債券償却(百万円)	-	-
償却債権取立益(百万円)	-	-
与信関係費用(百万円) (= + + + -)	252	86

c 資金運用 / 調達状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定(注1)	前連結会計年度	12,396	576	4.65
	当連結会計年度	29,822	1,359	4.56
うち貸出金	前連結会計年度	11,467	576	5.03
	当連結会計年度	25,724	1,360	5.29
うち有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	1,973	-	-
うち買現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	173	0	0.12
	当連結会計年度	565	0	0.01
資金調達勘定(注2)	前連結会計年度	28	145	509.57
	当連結会計年度	1,069	431	40.38
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	816	0	0.00
うち社債	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。また、平均残高は金融商品等
差入担保金を含む数値であります。

2. 資金調達勘定の平均残高は、金融商品等受入担保金を含む数値であります。

財政状態の状況

イ 一般業務

a 貸出金の状況（未残）

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸出金残高（百万円）	13,114,594	13,525,185
うちリスク管理債権（百万円）	353,118	488,668

リスク管理債権の状況（未残）

債務者区分	前連結会計年度	当連結会計年度
破綻先債権額（百万円）	-	-
延滞債権額（百万円）	185,309	215,417
3ヵ月以上延滞債権額（百万円）	8,690	54,839
貸出条件緩和債権額（百万円）	159,118	218,411
合計（百万円）	353,118	488,668

貸出金残高（百万円）	13,114,594	13,525,185
貸出金残高比（%）	2.69	3.61

（参考）金融再生法開示債権の状況（単体・未残）

当行は、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号））の適用はありませんが、以下は民間金融機関の基準に準じて算出したものであります。

債務者区分	前連結会計年度	当連結会計年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（百万円）	-	-
危険債権（百万円）	185,309	215,417
要管理債権（百万円）	167,808	273,251
合計（A）（百万円）	353,118	488,668
正常債権（百万円）	14,958,843	14,919,222

総与信残高（百万円）	15,311,962	15,407,891
総与信残高比（%）	2.31	3.17

貸倒引当金（B）（百万円）	196,172	230,385
引当率（B/A×100）（%）	55.55	47.15

（注）正常債権に対する一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定は含んでおりません。

業種別貸出の状況（未残・構成比）

種類	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内	4,547,703	34.67	4,679,121	34.60
製造業	910,551	6.94	1,168,579	8.64
農業	-	-	-	-
林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業	280,418	2.14	264,766	1.96
建設業	300	0.00	535	0.00
電気・ガス・熱供給・水道業	98,350	0.75	70,224	0.52
情報通信業	-	-	-	-
運輸業	2,759	0.02	1,975	0.01
卸売・小売業	577,077	4.40	557,091	4.12
金融・保険業	2,527,327	19.27	2,443,382	18.08
不動産業	606	0.00	548	0.00
各種サービス業	150,310	1.15	172,016	1.27
地方公共団体	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
海外	8,569,789	65.33	8,846,063	65.40
海外円借款、国内店名義現地貸	8,569,789	65.33	8,846,063	65.40
合計	13,117,492	100.00	13,525,185	100.00

（注）１．「国内店名義現地貸」とは非居住者に対して外貨又は円貨で貸付けを行う場合を指しております。

２．上記数値は償却実施前の計数であり、前連結会計年度末における償却額は2,897百万円です。当連結会計年度末における償却実施残高はありません。

国別融資の状況（未残・構成比）

国名	前連結会計年度		国名	当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）		金額（百万円）	構成比（％）
アメリカ	2,267,280	17.28	アメリカ	2,284,115	16.89
オーストラリア	1,236,830	9.43	オーストラリア	1,115,748	8.25
インドネシア	834,732	6.36	インドネシア	901,304	6.66
チリ	622,325	4.74	イギリス	783,514	5.79
アイルランド	616,304	4.70	アイルランド	683,744	5.06
アラブ首長国連邦	603,874	4.60	チリ	587,484	4.34
イギリス	487,282	3.71	アラブ首長国連邦	544,650	4.03
インド	464,968	3.54	インド	529,727	3.92
カタール	386,019	2.94	カタール	384,276	2.84
サウジアラビア	345,974	2.64	ベトナム	356,951	2.64
その他	5,251,900	40.06	その他	5,353,666	39.58
合計	13,117,492	100.00	合計	13,525,185	100.00

（注）１．原則としてプロジェクトの所在国（輸出金融の場合は輸入者の所在国、輸入金融の場合は輸出者の所在国、その他の場合はプロジェクトや事業の所在国）により地域別分類を行っております。

２．上記数値は償却実施前の計数であり、前連結会計年度末における償却額は2,897百万円です。当連結会計年度末における償却実施残高はありません。

b 有価証券の状況（未残）

種類	前連結会計年度	当連結会計年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	-	-
地方債	-	-
社債	-	-
株式	-	-
その他の証券	358,748	269,695
合計	358,748	269,695

ロ 特別業務

a 貸出金の状況（未残）

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸出金残高（百万円）	19,385	31,629
うちリスク管理債権（百万円）	-	-

リスク管理債権の状況（未残）

債務者区分	前連結会計年度	当連結会計年度
破綻先債権額（百万円）	-	-
延滞債権額（百万円）	-	-
3ヵ月以上延滞債権額（百万円）	-	-
貸出条件緩和債権額（百万円）	-	-
合計（百万円）	-	-

貸出金残高（百万円）	19,385	31,629
貸出金残高比（%）	-	-

（参考）金融再生法開示債権の状況（単体・未残）

当行は、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号））の適用はありませんが、以下は民間金融機関の基準に準じて算出したものであります。

債務者区分	前連結会計年度	当連結会計年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（百万円）	-	-
危険債権（百万円）	-	-
要管理債権（百万円）	-	-
合計（A）（百万円）	-	-
正常債権（百万円）	19,759	32,405

総与信残高（百万円）	19,759	32,405
総与信残高比（%）	-	-

貸倒引当金（B）（百万円）	-	-
引当率（B/A×100）（%）	-	-

（注）正常債権に対する一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定は含んでおりません。

業種別貸出の状況（未残・構成比）

種類	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内	-	-	-	-
海外	19,385	100.00	31,629	100.00
海外円借款、国内店名義現地貸	19,385	100.00	31,629	100.00
合計	19,385	100.00	31,629	100.00

（注）「国内店名義現地貸」とは非居住者に対して外貨又は円貨で貸付けを行う場合を指しております。

国別融資の状況（未残・構成比）

国名	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
イラク	15,963	82.34	28,207	89.18
アルゼンチン	3,422	17.66	3,422	10.82
合計	19,385	100.00	31,629	100.00

（注）原則としてプロジェクトの所在国（輸出金融の場合は輸入者の所在国、輸入金融の場合は輸出者の所在国、その他の場合はプロジェクトや事業の所在国）により地域別分類を行っております。

b 有価証券の状況（未残）

種類	前連結会計年度	当連結会計年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	-	-
地方債	-	-
社債	-	-
株式	-	-
その他の証券	-	2,664
合計	-	2,664

（自己資本比率の状況）

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に基づく自己資本比率を算出しております。

なお、本表は、全国銀行協会の雛形に即した表示としております。

（参考）

自己資本比率は、告示に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用の上、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

（単位：億円、％）

	2021年3月31日
1. 単体総自己資本比率（4 / 7）	20.78
2. 単体Tier 1 比率（5 / 7）	19.95
3. 単体普通株式等Tier 1 比率（6 / 7）	19.95
4. 単体における総自己資本の額	30,426
5. 単体におけるTier 1 資本の額	29,211
6. 単体における普通株式等Tier 1 資本の額	29,211
7. リスク・アセットの額	146,415
8. 単体総所要自己資本額	11,713

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資等の概要は、以下のとおりです。

(1) 設備投資の総額

当行グループは、一般業務において、建物付属設備投資等を実施しました。その結果、設備投資の総額は1,805百万円となりました。

主要な設備投資は、以下のとおりです。

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの名称	設備の内容	投資金額 (百万円)
当行	本店	東京都千代田区	改修	一般業務	集中応接改修	617

(2) 処分(売却及び除却)した設備の総額

当連結会計年度において重要な設備の処分はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における当行グループの主要な設備は、以下のとおりです。

会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の内容	土地		建物	動産	その他	合計	従業員数 (人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
当行	本店ほか	東京都千代田区等	一般業務	事務所・ 舎宅等	24,964	24,311	3,687	1,054	31	29,084	790

- (注) 1. 動産は、事務機器等のその他有形固定資産であります。
2. その他は、建設仮勘定であります。
3. 当行の従業員数については、セグメント別に区分できないため全体の人数を記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在において計画中である主要な設備の新設・除却等は、以下のとおりです。

(1) 新設・改修等

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
						総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当行	本店ほか	東京都千代田区等	改修等	一般業務	事務所 ・情報シ ステム等	10,310		自己資金		

(2) 売却・除却等

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の売却・除却等は該当ありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,164,000,000,000
計	5,164,000,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,813,800,000,000	1,813,800,000,000	非上場	権利内容になんら限定のない当行における標準的な株式であります。なお、単元株制度は採用していません。
計	1,813,800,000,000	1,813,800,000,000		

(注) 当行法第3条の規定に基づき、当行の発行済株式の総数は、政府が保有することとされております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年10月1日 (注2)		1,391,000,000,000	150,000	1,541,000		
2016年11月28日 (注3)	89,500,000,000 52,500,000,000	1,533,000,000,000	89,500 52,500	1,683,000		
2018年3月28日 (注4)	33,700,000,000 48,500,000,000	1,615,200,000,000	33,700 48,500	1,765,200		
2019年3月22日 (注5)	20,100,000,000	1,635,300,000,000	20,100	1,785,300		
2020年3月19日 (注6)	56,200,000,000 42,300,000,000	1,733,800,000,000	56,200 42,300	1,883,800		
2021年3月23日 (注7)	70,000,000,000 10,000,000,000	1,813,800,000,000	70,000 10,000	1,963,800		

- (注) 1. 当行では、当行法第4条第3項の規定に基づき、日本政府の出資により増加する資本金又は準備金を第26条の2に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理することとされており、上表については勘定別の表示をしており、取締役会決議を経て各日付にて出資金を受け入れております。
2. 2016年10月1日にて、一般業務勘定の利益準備金150,000百万円を特別業務勘定の資本金に振り替えております。
3. 日本国政府に対する有償株主割当によるものです。なお、株式発行価格は1円、資本組入額は全額です。
(一般業務勘定) 増加株式数：89,500百万株
(特別業務勘定) 増加株式数：52,500百万株
4. 日本国政府に対する有償株主割当によるものです。なお、株式発行価格は1円、資本組入額は全額です。
(一般業務勘定) 増加株式数：33,700百万株
(特別業務勘定) 増加株式数：48,500百万株
5. 日本国政府に対する有償株主割当によるものです。なお、株式発行価格は1円、資本組入額は全額です。
(一般業務勘定) 増加株式数：20,100百万株
6. 日本国政府に対する有償株主割当によるものです。なお、株式発行価格は1円、資本組入額は全額です。
(一般業務勘定) 増加株式数：56,200百万株
(特別業務勘定) 増加株式数：42,300百万株
7. 日本国政府に対する有償株主割当によるものです。なお、株式発行価格は1円、資本組入額は全額です。
(一般業務勘定) 増加株式数：70,000百万株
(特別業務勘定) 増加株式数：10,000百万株
8. 本書提出日現在の勘定別の状況は以下のとおりであります。

	発行済株式 総数残高 (株)	資本金残高 (百万円)	資本剰余金残高 (百万円)
一般業務勘定	1,660,500,000,000	1,660,500	
特別業務勘定	153,300,000,000	303,300	

(5) 【所有者別状況】

(2021年3月31日現在)

区分	株式の状況							単元未 満株式 の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融 機関	金融 商品 取引 業者	その 他の 法人	外国法人等		個人 その 他		計
					個人 以外	個人			
株主数 (人)	1	-	-	-	-	-	-	1	-
所有株式 数(株)	1,813,800,000,000	-	-	-	-	-	-	1,813,800,000,000	-
所有株式 数の割合 (%)	100.00	-	-	-	-	-	-	100.00	-

(注) 定款において1単元の株式数の定めはありません。

(6) 【大株主の状況】

(2021年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞ヶ関三丁目1番1号	1,813,800,000,000	100.00
計	-	1,813,800,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(2021年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,813,800,000,000	1,813,800,000,000	株主として権利内容になんら限定のない株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	普通株式 1,813,800,000,000	-	-
総株主の議決権	-	1,813,800,000,000	-

(注) 議決権の数については、定款において1単元の株式数の定めがないことから、株式数をもって議決権の数としております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当行は、当行法第31条に基づき、配当の制限を受けており、配当を実施しておりません。

当行は、当行法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が、

0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3カ月以内に国庫に納付しなければならないとされており（当行法第31条第1項）、

0を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないとされております（同条第2項）。

なお、国庫納付につきましては、一般業務勘定において2020年6月29日に58,455百万円の国庫納付を実施しております。

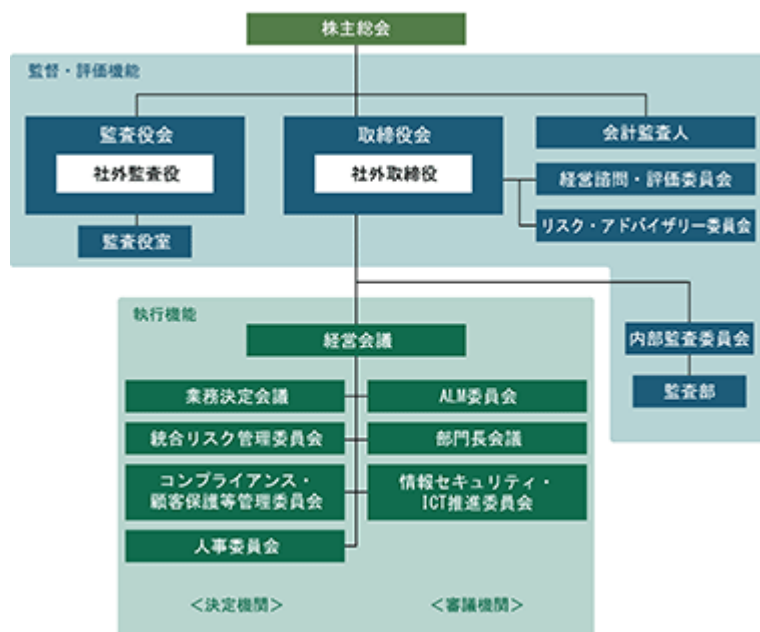
また、当事業年度の決算においては、一般業務勘定において2021年6月29日に21,868百万円の国庫納付を実施する予定です。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当行は、当行法に規定される当行のミッション遂行や、企業理念の実現のため、業務の適正と効率を意識したコーポレート・ガバナンス態勢の構築に取り組んでおります。



国の関与について

当行は、国が全株式を保有する株式会社であり、株主としての国の統制のほか、財務大臣からの監督、国会による予算等の統制、会計検査院検査、財務大臣による検査、財務大臣の委任に基づく金融庁検査等の国の統制に服しております。

監督・評価と業務執行について

当行は、取締役会等による監督・評価の強化と、業務執行の機動性の向上等の観点から、会社法所定の取締役会、監査役会等の機関に加え、経営諮問・評価委員会、リスク・アドバイザリー委員会、内部監査委員会、経営会議を設置し、さらに経営会議から委任を受ける各種の会議・委員会を設置しております。

(イ) 取締役会及び取締役

取締役会は、8名の取締役で構成し、うち2名を会社法に規定する社外取締役としております。社外取締役は、当行の代表取締役・業務執行取締役とは異なる社外出身者の視点から当行の業務執行の監視・監督を行うほか、経営諮問・評価委員会及びリスク・アドバイザリー委員会の委員として、当行のガバナンス態勢向上に貢献しております。

(ロ) 監査役会及び監査役

監査役会は、3名の監査役で構成し、うち2名を会社法に規定する社外監査役としております。社外監査役は、常勤監査役とも連携の上、社外出身者の視点から取締役の業務執行を監査し、当行のガバナンス態勢向上に貢献しております。また、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置しております。

(ハ) 経営諮問・評価委員会

経営諮問・評価委員会は、社外の有識者及び社外取締役で構成し、当行の業務及び運営の状況や、当行の経営に関して取締役会が諮問する事項等に関して評価・助言を行っております。

(ニ) リスク・アドバイザリー委員会

リスク・アドバイザリー委員会は、社外の有識者及び社外取締役で構成し、当行の大口と信先に関するリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関して助言を行っております。

(ホ) 内部監査委員会

内部監査委員会は、代表取締役及び社外取締役で構成し、取締役会の委任に基づき、内部監査に関する重要事項の決定・審議を行っております。

(ヘ) 経営会議

経営会議は、代表取締役・業務執行取締役及び全常務執行役員で構成し、取締役会の委任に基づき、当行の経営上の重要事項の決定・審議を行うことにより、当行の機動的な業務執行を担います。なお、経営会議から一定の事項の決定権限を委任する機関として以下の会議・委員会に委任しております。

イ 業務決定会議

経営会議の委任に基づき、当行の出融資保証等業務に関する重要事項の決定・審議を行っております。

ロ 統合リスク管理委員会

経営会議の委任に基づき、当行の統合リスク管理に関する重要事項の決定・審議を行っております。

ハ コンプライアンス・顧客保護等管理委員会

経営会議の委任に基づき、当行のコンプライアンス及び顧客保護等管理に関する重要事項の決定・審議を行っております。

ニ 人事委員会

経営会議の委任に基づき、当行の人事に関する重要事項の決定・審議を行っております。

ホ ALM委員会

経営会議及び統合リスク管理委員会の委任に基づき、当行の資産負債管理（ALM）に関する重要事項の審議を行っております。

ヘ 部門長会議

経営会議の委任に基づき、国・地域別の業務方針等の部門横断的な事項の審議を行っております。

ト 情報セキュリティ・ICT推進委員会

経営会議の委任に基づき、当行の情報資産の利用及び管理並びに情報セキュリティに関する重要事項並びに取締役会及び経営会議で決定した情報通信技術（ICT）に係る計画・方針等に基づく各種施策その他ICT関連事項に関する部門横断的な事項の審議を行っております。

部門制の導入について

当行は、業務における各分野・セクターにおけるノウハウや専門性を集約化することで案件形成能力を高め、当行のミッションのより機動的・戦略的な遂行を図るため、2011年7月より部門制を導入しております。

具体的には、資源ファイナンス部門、インフラ・環境ファイナンス部門、産業ファイナンス部門、エクイティファイナンス部門、企画部門、審査・リスク管理部門、財務・システム部門を設置し、各部門の下に専門性を持った部を設置しております。

各部門については担当取締役を置くとともに、各部門の長には取締役又は常務執行役員が就任します。各部門は部門長の指揮の下で一体的に運営され、業務の機動性・効率性の向上を図っております。

リスク管理体制

一般に金融機関が業務を行うに当たっては、信用リスク、市場リスク（為替リスク、金利リスク等）、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のさまざまなリスクを伴います。当行は政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関とは異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制を構築しています。

具体的には、当行が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の健全性及び適切性の確保並びに透明性の向上を図ることを当行のリスク管理の目的と定め、各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、統合リスク管理委員会及びALM委員会を置いています。また、社外の有識者等で構成し、当行の大口与信先に関するリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関し助言を行うリスク・アドバイザー委員会を設置しています。

政策金融機関として当行が業務運営上抱えるさまざまなリスクのうち代表的なリスクに対しては、一般業務勘定及び特別業務勘定ごとに次のようなリスク管理を行っております。

(イ) 信用リスク管理

信用リスクは、与信先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当行が損失を被るリスクのことで、与信を中心とする当行の業務において本質的なものです。当行の与信の信用リスクを分類すれば、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスク、企業向け与信に伴うコーポレートリスク、与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないプロジェクトリスク、さらに外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）があります。当行が行っている日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、日本の産業の国際競争力の維持及び向上、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進等のための金融という性格上、当行の与信は外国政府・政府機関や外国企業向けのもが多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいことが特徴になっています。

イ 個別与信管理

当行の信用リスク管理の基本は、与信決定に当たっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理です。新規与信に当たっては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析が行われます。また、外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しています。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっています。

外国政府等向け与信又は外国企業向け与信に関しては、当行は公的金融機関としての性格を最大限に活用して、相手国政府関係当局とはもちろんのこと、国際通貨基金（IMF）や世界銀行等の国際機関、先進国の輸出信用機関等の当行類似の公的機関、さらに民間金融機関等との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを評価しています。

内外企業向け与信に関しては、与信先企業の信用力や提供される担保・保証の適格性等が評価の対象になりますが、特に海外事業に関連する与信の場合には、与信対象となる取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等の審査や与信先企業の属する各産業分野についても調査した上で評価を行っています。

ロ 行内信用格付

当行では、行内信用格付制度を整備し、原則としてすべての与信先に対して行内信用格付を付与しています。行内信用格付は、個別与信の判断に利用するほか、後述する信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。

ハ 資産自己査定

当行では、当行の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産自己査定を行っています。資産自己査定に当たっては、与信担当部門による第一次査定、審査管理部門による第二次査定及び内部監査対応部門による内部監査という態勢をとっています。資産自己査定の結果については、当行における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当行の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

ニ 信用リスク計量化

当行では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っています。信用リスクの計量化に当たっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った与信の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ（注）等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、内部管理に活用しています。

（注）パリクラブとは、債務返済困難に直面した債務国に対し、二国間公的債務の返済負担の軽減措置を取り決める非公式な債権国会合のことをいいます。1956年にアルゼンチンの債務問題について開催されたのを皮切りに、以後フランス経済財政産業省（パリ）が事務局となり、パリで開催されることから、パリクラブと呼ばれるようになりました。

(ロ) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであり、当行では市場リスクに対し、以下のような対応をしています。

イ 為替リスク

外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関しては、原則として外貨貸付・調達に当たり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっています。また、外貨建関連会社出資に係る為替変動リスクに対しては、その一部につき先物外国為替予約を利用したヘッジを行っています。

ロ 金利リスク

将来の資産・負債構造及び損益状況の把握に努めるとともに、外貨貸付業務においては貸付・調達ともに金利スワップを利用して原則として変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクをヘッジしています。一方、円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っていますが、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分ではスワップ等により金利リスク・ヘッジを行っており、金利リスクは限定的となっています。

(ハ) 金融派生商品（デリバティブ）取引等

金融派生商品取引等に対する基本的取組方針

当行が行う金融派生商品取引等は、為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

イ 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

市場性信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産等により、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替等の変動により増減することによって損失を被るリスクです。

ロ 前記のリスクに対する当行の対応

市場性信用リスク

取引相手先ごとの金融派生商品取引等の時価及び信用リスク相当額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理の上、取引相手先としての適格性判断に活用しています。

市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクは基本的にヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと相殺されています。

(ニ) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク、及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、あるいは通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクを意味します。

当行は、財政融資資金借入、政府保証外債、財投機関債等の多様な資金調達手段を確保することに加え、資金繰りの管理を十分に行うことによって流動性リスク回避に万全を期しています。

(ホ) オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクであり、事務リスク、システムリスク及び情報セキュリティリスクのほか、当行の業務に付随する直接的、間接的なさまざまなリスク（有形資産リスク、法務リスク、風評リスク、人的リスク）が存在します。当行ではこのようなリスクの把握、分析及び管理を積極的に進めていく方針です。

イ 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。当行では、事務リスクの軽減のために、事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めています。

ロ システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。当行においては、システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、緊急的なシステム停止への対応策としてコンティンジェンシープランを策定の上訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っています。

ハ 情報セキュリティリスク

情報セキュリティリスクとは、情報資産に関する機密性等が脅かされることにより損失を被るリスクです。当行では、情報管理を含む情報セキュリティ規程及び体制の整備や役職員への教育の徹底等により、情報セキュリティに万全を期しております。

(ハ) 災害その他危機管理

当行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理に関する内部規程を定め、危機管理の態勢整備に努めております。その上で、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行います。また、首都直下地震等の大規模地震発生時に際して、必要な継続業務の遂行等を行うために業務継続計画を策定しております。

なお、当行グループでは、統合リスク管理規程その他リスク管理に関する内部規程を当行及び子会社において定め、各種リスクに関し、管理を行うこととしております。

内部統制基本方針について

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、役職員の職務執行についての法令等遵守や業務の適正を確保するための体制の整備等について、内部統制基本方針を定めております。

内部統制基本方針

(取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第1条 本行及びその子会社(以下「本行グループ」と総称する。)の取締役及び職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)の職務の執行が法令及び定款(以下「法令等」という。)に適合することを確保するため、本行及びその子会社がそれぞれ、企業理念、行動原則、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する内部規程を定め、本行及びその子会社それぞれの取締役及び職員に周知する。

2 本行グループの取締役及び職員は、コンプライアンスに関する内部規程を遵守する。

3 本行は、コンプライアンスに関する責任者及びコンプライアンスを統括する部署を置き、本行グループの法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

4 本行は、本行グループのコンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、委員会を置く。

5 本行は、本行グループのコンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

6 本行は、本行グループとして反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

第2条 本行は、取締役の職務の執行に係る情報、顧客の情報その他の本行が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報の保存及び管理に関する内部規程を定める。

2 本行は、法令又は情報の保存及び管理に関する内部規程に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、管理する。

3 取締役及び職員は、情報の保存及び管理に関する内部規程に基づき、情報を適切に保存し、管理する。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第3条 本行は、本行グループのリスク管理を行うことの重要性を認識し、本行グループの業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合リスク管理規程その他のリスク管理に関する内部規程を本行及びその子会社それぞれにおいて定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

2 本行は、本行グループの各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、委員会を置く。

3 本行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の本行グループの危機管理に関する内部規程を本行及びその子会社それぞれにおいて定め、危機管理の態勢整備に努める。

4 本行は、危機事象が発生し本行グループの正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第4条 取締役会は、経営計画を策定し、適切に本行グループとしての経営管理を行う。

2 本行は、経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定

を委任する機関として各種委員会等を設置する。

3 本行は、取締役会の決議に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる内部規程の整備を行い、職務執行を適切に分担する。

4 本行は、意思決定の迅速化を図るため部門制及び執行役員制度を導入し、組織規程、決定権限規程その他の内部規程に基づき権限委譲を行う。

(本行グループにおける業務の適正を確保するための体制)

第4条の2 本行は、本行グループの業務の適正を確保するため、本行の子会社の業務運営の管理に関して適切な措置を取る。

2 本行は、本行の子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、本行に対する適切な報告体制を確立する。

(業務の適正を確保するための内部監査体制)

第5条 本行は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定める。

2 本行は、本行グループに対する内部監査に関する重要な事項を決定又は審議するため、内部監査委員会を置く。

3 本行は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。

4 監査部は、内部監査に関する内部規程に基づき本行及び必要に応じて本行の子会社の内部監査を行い、その結果を内部監査を担当する取締役へ報告する。

5 監査部は、定期的に若しくは必要に応じて、又は取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。

6 監査部は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項)

第6条 本行は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、職員を置く。

2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。

3 監査役は、必要と認めるときは、事前に総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性確保及び取締役からの独立性に関する事項)

第7条 本行は、監査役の職務を補助する職員(以下「監査役室職員」という。)の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。

2 本行は、監査役による監査役室職員への指示の実効性を確保するため、監査役室職員に対し監査役の指示にのみ従い職務に従事させる。ただし、監査役室職員が監査役室以外の機構の職員を兼務する場合には、本行は次の各号の点を明らかにした書面により、兼務について事前に常勤監査役の同意を得る。

(1) 常勤監査役に対し当該監査役室職員が他の機構の職員を兼務しなければならない合理的な理由を明らかにすること

(2) 当該監査役室職員は、監査役の職務を補助する業務に関しては、監査役の指揮命令に服し、兼務先の機構の指揮命令を受けないこと

(3) 当該監査役室職員が兼務先で従事し、兼務先の機構の指揮命令を受ける業務の範囲を明示的に限定すること

(4) 当該監査役室職員は、監査役の職務に関する情報を他の機構と共有しないこと

(5) 当該監査役室職員は、監査役による監査の実効性確保を妨げないよう、兼務先の機構の業務よりも監査役の職務を補助する業務を常に優先すること

(6) 常勤監査役は必要と認められる場合には兼務の同意を撤回することが可能であること

(取締役及び職員が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制)

第8条 本行グループの取締役及び職員並びに本行の子会社の監査役は、直接又は間接の方法により、随時、その職務の執行状況等を的確に本行の監査役に報告する。

2 本行グループの取締役及び職員並びに本行の子会社の監査役は、本行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について直接又は間接の方法により、本行の監査役に速やかに報告する。

3 本行グループは、前項に基づき報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わない。

(監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第9条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、本行グループの取締役及び職員並びに本行の子会社の監査役に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた本行グループの取締役

及び職員並びに本行の子会社の監査役はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

2 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることも、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

4 監査役は、コンプライアンスを統括する部署及び監査部に協力を求めることができる。

5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

(監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)

第10条 監査役が、前条の規定に基づき、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めた場合等、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は本行が負担する。

情報資産の保存及び管理について

当行は、高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営を行うため、情報資産の利用及び管理に関する基本方針である「セキュリティポリシー」を定め、これに基づき情報資産の適切な取扱・管理・保護・維持を行っております。

コンプライアンス(法令等遵守)について

当行は、行動原則の一つに「倫理観と遵法精神。JBICの一員としてモラルを持ちつづけます。」を掲げております。役職員等は、国際的業務を行う政策金融機関として社会的・国際的に求められる公共的使命及び社会的責任を自覚し、かつ、当行の役職員等による法令等の違反行為の発生が、当行全体の信用の失墜を招き、当行の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識した上で、常に法令等を遵守し、公正な業務遂行に努めております。

コンプライアンス・顧客保護等管理委員会を中心に、コンプライアンスへの取り組みを推進し、コンプライアンスの統括部署として法務・コンプライアンス統括室を設置しております。

各部門及び地域統括の海外駐在員事務所にはコンプライアンス統括オフィサー、各部室及び海外駐在員事務所にはコンプライアンスオフィサーを置き、職員のコンプライアンスに対する意識の醸成等、各部門等におけるコンプライアンスへの取り組みを推進しております。

当行では、コンプライアンス・マニュアルを制定し、役職員等に対するコンプライアンス研修等を通じて周知しております。こうしたコンプライアンスに係る態勢の整備や研修等を実施するために、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、進捗状況や達成状況のフォローアップを行っております。

また、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、通常の業務ラインによる報告ルートに加え、内部通報制度を整備し、これを適切に運営しております。

顧客保護等管理方針について

当行は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため、「顧客保護等管理方針」を策定し、本方針に基づきお客さまの視点に立った取り組みに努めております。

個人情報の保護について

当行は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護法制の下、保有する個人情報の適切な管理について必要な事項を定めた「プライバシーポリシー」を策定し、公表しております。

利益相反管理方針について

当行は、金融商品取引法に従い、「利益相反管理方針」を策定し、その概要を公表しております。

取締役及び監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約(責任限定契約)の概要

当行は、会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任について、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の契約を取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役と締結しております。

役員等賠償責任保険契約の概要

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の内容の概要等は以下のとおりです。

イ 被保険者の範囲

当行の取締役、監査役、執行役員（常務執行役員及び取締役会決議によらない執行役員を含む。）、専任審議役、地域統括、首席駐在員及び管理職従業員、当行が指示又は依頼して株式会社JBIC IG Partnersの役員に就任した者並びに当行から出向先（日本の会社法上の会社であって、その株式がいかなる取引市場においても公開取引されていないものに限る。）に役員として出向した者（当行が指示又は依頼して職務執行者に就任した者を含む。）。

ロ 保険契約の内容の概要

被保険者がイの地位にある者として業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求（株主代表訴訟及び当行からの請求に係るものを含む。）がされ、被保険者が法律上の損害賠償金又は争訟費用を負担することによって生ずる損害等を当該保険契約により填補することとしています。保険料は取締役会の決議を経て全額当行が負担しています。当該保険契約によって被保険者である当行の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益若しくは便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については填補対象外としています。

取締役の定数

当行の取締役は、8名以内とする旨、定款に定めております。

取締役、代表取締役及び監査役の選解任の決議要件

当行法第6条の規定により、当行の取締役及び監査役の選任及び解任並びに代表取締役の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととなっております。

役員報酬の内容

2020年4月1日から2021年3月31日における当行の取締役及び監査役に対する報酬等は、以下のとおりであります。

（イ）取締役に対する報酬等 147百万円（うち社外取締役 18百万円）

（ロ）監査役に対する報酬等 32百万円（うち社外監査役 16百万円）

（注）1．上記の報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額10百万円（取締役9百万円、監査役1百万円）が含まれております。

2．上記の報酬等の額以外に、社外監査役は、当事業年度において、子会社からの役員報酬等として、4百万円を受領しています。

3．上記の報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額として、14百万円（取締役13百万円、監査役1百万円）を計上しております。

4．上記の報酬等の額以外に、2020年6月22日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき、退任取締役及び退任監査役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。

退任取締役 1名 6百万円

退任監査役 1名 6百万円

（当該金額には、過年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額5百万円がそれぞれ含まれていません。）

5．上記の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 総裁	前田 匡史	1957年12月25日生	1982年4月 日本輸出入銀行入行 2012年5月 当行執行役員 インフラ・ファイナンス部門長 2013年12月 当行代表取締役専務取締役 インフラ・ファイナンス部門長 2015年6月 当行代表取締役専務取締役 2016年6月 当行代表取締役副総裁 2018年6月 当行代表取締役総裁(現職)	(注1)	-
代表取締役 副総裁	林 信光	1957年5月11日生	1980年4月 大蔵省入省 2010年8月 世界銀行グループ理事 2012年8月 財務省財務総合政策研究所長 2013年3月 財務省理財局長 2014年7月 国税庁長官 2016年6月 当行代表取締役専務取締役 2018年6月 当行代表取締役副総裁(現職)	(注1)	-
代表取締役 専務取締役	天川 和彦	1961年12月12日生	1985年4月 日本輸出入銀行入行 2015年7月 当行専任審議役(インフラ支援強化担当) 2016年6月 当行執行役員 資源ファイナンス部門長 2017年6月 当行常務執行役員 企画部門長 2018年6月 当行代表取締役専務取締役(現職)	(注1)	-
常務取締役	橋山 重人	1967年3月31日生	1990年4月 日本輸出入銀行入行 2017年6月 当行執行役員 経営企画部長 2018年6月 当行常務執行役員 企画部門長 2021年6月 当行常務取締役(現職)	(注2)	-
常務取締役	大石 一郎	1965年5月4日生	1989年4月 大蔵省入省 2014年7月 財務省国際局地域協力課長 2015年8月 米州開発銀行アジア事務所長 2018年8月 外務省在アメリカ合衆国日本国大使館公使 2021年6月 当行常務取締役(現職)	(注2)	-
常務取締役	田中 一彦	1963年7月26日生	1987年4月 日本輸出入銀行入行 2017年6月 当行常務執行役員 産業ファイナンス部門長 2019年6月 当行常務執行役員 財務・システム部門長 2020年6月 当行常務取締役(現職)	(注1)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	小泉 慎一 (注4)	1948年2月29日生	1971年4月 東レ株式会社入社 2008年6月 同 代表取締役副社長 2013年6月 同 相談役 株式会社東レ経営研究所取締役 役会長 2015年6月 東レ株式会社顧問 株式会社東レ経営研究所相談 役 株式会社大林組取締役(現 職) 2016年6月 当行取締役(現職) 2017年6月 株式会社ディー・エヌ・エー 監査役(常勤)(現職) 2019年4月 株式会社Preferred Networks 取締役(現職)	(注1)	-
取締役	川村 嘉則 (注4)	1952年4月15日生	1975年4月 株式会社住友銀行入行 2005年6月 株式会社三井住友銀行常務執 行役員 2008年4月 同 取締役兼専務執行役員 2009年4月 同 取締役兼副頭取執行役員 2011年6月 三井住友ファイナンス&リース 株式会社代表取締役社長 2012年6月 SMBC Aviation Capital Limited, Director 2017年4月 SMFLキャピタル株式会社代表 取締役会長 2017年6月 三井住友ファイナンス&リース 株式会社特別顧問(現職) 2017年6月 阪神電気鉄道株式会社取締役 (現職) 2018年6月 当行取締役(現職) 2019年3月 DMG森精機株式会社監査役 (現職)	(注1)	-
常勤監査役	角谷 講治	1951年10月14日生	1976年4月 日本輸出入銀行 入行 2005年10月 国際協力銀行大阪支店長 2007年10月 国際協力銀行理事 2008年10月 株式会社日本政策金融公庫国 際協力銀行 特別参与 2010年6月 国際石油開発帝石株式会社 常 勤監査役 2019年6月 三井物産株式会社 エグゼク ティブ・アドバイザー 2020年6月 当行常勤監査役(現職)	(注3)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
監査役	土屋 光章 (注5)	1954年5月1日生	1977年4月 株式会社日本興業銀行入行 2006年3月 株式会社みずほコーポレート 銀行常務執行役員営業担当役 員 2008年6月 みずほ信託銀行株式会社代表 取締役副社長 2011年6月 株式会社みずほフィナンシャ ルグループ取締役副社長 2012年4月 みずほ総合研究所株式会社代 表取締役社長 2012年6月 日本原子力発電株式会社監査 役(現職) 2017年6月 当行監査役(現職) 2017年6月 朝日工業株式会社取締役(監 査等委員) 2019年6月 合同製鐵株式会社取締役(現 職) 2020年6月 日本曹達株式会社取締役(現 職)	(注3)	-
監査役	玉井 裕子 (注5)	1965年11月28日生	1994年4月 長島・大野法律事務所入所 2003年1月 長島・大野・常松法律事務所 パートナー(現職) 2015年6月 当行監査役(現職) 2017年6月 三井製糖株式会社取締役	(注3)	-
計					-

- (注) 1. 任期は、2020年6月22日から2021年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
2. 任期は、2021年6月21日から2021年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 任期は、2020年6月22日から2023年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役 小泉 慎一及び川村 嘉則は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役 土屋 光章及び玉井 裕子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

社外役員の状況

取締役 小泉 慎一氏は、株式会社大林組取締役、株式会社ディー・エヌ・エー常勤監査役、株式会社Preferred Networks取締役を兼職しています。兼職先と当行の間には、開示すべき関係はありません。

取締役 川村 嘉則氏は、三井住友ファイナンス&リース株式会社特別顧問、阪神電気鉄道株式会社取締役、DMG森精機株式会社監査役を兼職しています。三井住友ファイナンス&リース株式会社、DMG森精機株式会社と当行の間には、通常の営業取引があります。阪神電気鉄道株式会社と当行の間には、不動産賃貸借に関する取引があります。

監査役 土屋 光章氏は、日本原子力発電株式会社監査役、合同製鐵株式会社取締役、日本曹達株式会社取締役を兼職しています。兼職先と当行の間には、開示すべき関係はありません。

監査役 玉井 裕子氏は、長島・大野・常松法律事務所パートナーを兼職しています。長島・大野・常松法律事務所と当行の間には、法律事務に関する取引があります。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員

当行の監査役は3名であり、常勤監査役1名と社外監査役2名から構成されています。角谷講治常勤監査役は、1976年に当行に入行して以降、営業部門、企画・管理部門、海外拠点等を幅広く経験し、2005年に大阪支店長、2007年理事に就任、2008年に株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行特別参与に就任、2010年に国際石油開発帝石株式会社常勤監査役に就任、2019年に三井物産株式会社エグゼクティブ・アドバイザーに就任、2020年に現職に就任しています。土屋光章監査役は、金融機関における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者で、2017年に現職に就任しています。玉井裕子監査役は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有する者で、2015年に現職に就任しています。現在、監査役会議長は、角谷講治常勤監査役が務めています。

す。

また、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置しています。

b. 監査役会の活動状況

監査役会は、原則として月1回開催される他、必要に応じて随時開催されます。監査役会では、監査計画、会社法に基づく監査報告書、国際協力銀行法に基づく決算報告書に関する監査役の意見、株主総会議案等の調査、会計監査人の評価及び再任・不再任、会計監査人の報酬等の同意等について審議・決定を行った他、常勤監査役が月次で監査活動報告を行い、社外監査役との情報共有を図っています。当事業年度の監査役会は16回開催され、各監査役の出席状況は、以下のとおりであります。

氏名	出席状況	出席率
角谷 講治	監査役会11回の全てに出席。	100%
太田 康雄	監査役会5回の全てに出席。(注1)	100%
土屋 光章	監査役会16回の全てに出席。	100%
玉井 裕子	監査役会16回のうち15回に出席。	94%

(注)1. 太田康雄は2020年6月22日に退任しております。

c. 監査役の活動状況

監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行状況を監査するとともに、議案・審議等につき必要な発言を行っています。当事業年度の取締役会は17回開催され、各監査役の出席状況は、以下のとおりであります。

氏名	出席状況	出席率
角谷 講治	取締役会13回の全てに出席。	100%
太田 康雄	取締役会4回の全てに出席。(注1)	100%
土屋 光章	取締役会17回のうち16回に出席。	94%
玉井 裕子	取締役会17回のうち16回に出席。	94%

(注)1. 太田康雄は2020年6月22日に退任しております。

また、監査役は、監査計画に基づき、代表取締役との意見交換、社外取締役との意見交換、内部監査部門との意見交換、会計監査人からの監査実施状況報告等の聴取、海外駐在員事務所の職務執行状況についての報告聴取等を行っています。

常勤監査役は、上記の他、経営会議、業務決定会議、統合リスク管理委員会等の重要な会議や委員会に出席し、議案・審議等につき必要な発言を行うとともに、審議内容等を監査役会で社外監査役に報告しています。

内部監査の状況

当行は、業務執行部門から独立した総裁直属の部署として監査部を設置し、当行の業務全般に係る法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価及び必要に応じてその改善のための提言を実施しております。

年度監査計画、半期・年度監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務執行を担う経営会議から独立した意思決定機関として、社外取締役を含む内部監査委員会による審議・決定を経て、取締役会に報告される仕組みとなっております。また、事業年度中の監査結果については個別に総裁に報告することで、対応が必要な事項について速やかに措置しうる態勢をとっております。

また、監査部は、内部監査の効率的な実施のため、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を実施しております。

2021年5月31日現在、当行の監査部において内部監査業務に常時携わっている人員は6名となっております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

当行設立後の2013年3月期以降

(注)なお、当行設立前の2009年3月期以降、株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行勘定について、EY新日本有限責任監査法人(当時は新日本有限責任監査法人)の会計監査を受けています。

また、2007年3月期以降の旧国際協力銀行の民間会計基準準拠財務諸表の自主開示について、EY新日本有限責任監査法人(当時は新日本監査法人)の任意監査を受けています。

c. 業務を執行した公認会計士

当行の当連結会計年度の会計監査業務を執行した公認会計士は、西田裕志氏、奥谷績氏、栗田俊郎氏の3名です。

d. 監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他21名の計27名となっております。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査計画、監査体制、業務実績、監査報酬の水準等を総合的に検討し、株主総会に提出する会計監査人の選任議案の内容を決定することとしております。

また、会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、監査役会において検討いたします。不再任につきましては、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会において検討いたします。

f. 監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案の上、当行会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を再任しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	146(注2)	24(注3)	150(注2)	9(注4)
連結子会社	4	-	4	-
計	150	24	154	9

- (注) 1. 「監査公認会計士等」とは、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等であります。なお、上記報酬の内容は、当行の監査公認会計士等であるEY新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。
2. IFRS財務諸表に関する監査業務として、前連結会計年度は48百万円、当連結会計年度は49百万円の対価を含みます。
3. 前連結会計年度に、当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、インフラファイナンス・PPP関連の調査業務委託及び米国証券取引委員会への2019年度年次更新書類同意書発出業務等であります。
4. 当連結会計年度に、当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、米国証券取引委員会への2020年度年次更新書類同意書発出業務等であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst&Young)に属する組織に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	32(注1)	-	8(注2)
連結子会社	-	-	-	-
計	-	32	-	8

- (注) 1. 前連結会計年度に、当行が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、海外地方都市の都市再開発計画に関する調査業務委託・デューデリジェンス業務等であります。
2. 当連結会計年度に、当行が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、海外におけるマクロ経済及び金融・インフラセクター等の調査業務委託等であります。

c. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当行の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、監査証明業務のうち会社法上の監査に係る会計監査人の報酬等について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

当行は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

当行は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社国際協力銀行の会計に関する省令」（平成24年財務省令第15号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社国際協力銀行の会計に関する省令」（平成24年財務省令第15号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
現金預け金	1,544,838	1,233,919
有価証券	1 358,748	1 272,359
貸出金	2, 3, 4, 5, 6 13,133,980	2, 3, 4, 5, 6 13,556,815
その他資産	7 434,040	7 281,625
有形固定資産	8 28,146	8 29,110
建物	3,051	3,706
土地	24,311	24,311
建設仮勘定	0	31
その他の有形固定資産	782	1,059
無形固定資産	5,227	4,210
ソフトウェア	5,227	4,210
支払承諾見返	2,118,383	1,835,123
貸倒引当金	285,855	339,841
資産の部合計	17,337,510	16,873,323
負債の部		
借入金	6,786,499	6,651,321
社債	7 4,886,646	7 4,964,965
その他負債	424,572	374,034
賞与引当金	586	585
役員賞与引当金	10	10
退職給付に係る負債	6,715	6,338
役員退職慰労引当金	44	47
支払承諾	2,118,383	1,835,123
負債の部合計	14,223,458	13,832,426
純資産の部		
資本金	1,883,800	1,963,800
利益剰余金	995,688	981,523
株主資本合計	2,879,488	2,945,323
¹ 其他有価証券評価差額金	3,486	2,088
繰延ヘッジ損益	231,303	95,238
為替換算調整勘定	6,475	2,072
その他の包括利益累計額合計	234,291	95,254
非支配株主持分	271	318
純資産の部合計	3,114,051	3,040,896
負債及び純資産の部合計	17,337,510	16,873,323

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
経常収益	485,856	284,742
資金運用収益	417,832	234,073
貸出金利息	399,375	213,473
有価証券利息配当金	1,536	2,171
預け金利息	16,860	2,257
金利スワップ受入利息		16,086
その他の受入利息	60	84
役務取引等収益	25,595	26,708
その他業務収益		8,733
その他経常収益	42,428	15,226
貸倒引当金戻入益	7,215	
償却債権取立益	29,308	2
その他の経常収益	¹ 5,905	¹ 15,224
経常費用	369,071	240,369
資金調達費用	329,800	150,276
借入金利息	126,812	41,163
社債利息	118,280	108,967
金利スワップ支払利息	84,686	
その他の支払利息	19	145
役務取引等費用	3,253	3,040
その他業務費用	8,924	5,991
営業経費	21,365	20,129
その他経常費用	5,728	60,932
貸倒引当金繰入額		53,986
その他の経常費用	² 5,728	² 6,946
経常利益	116,784	44,372
特別利益	16	10
固定資産処分益	16	10
特別損失	0	
固定資産処分損	0	
税金等調整前当期純利益	116,801	44,382
法人税、住民税及び事業税	25	45
法人税等合計	25	45
当期純利益	116,775	44,337
非支配株主に帰属する当期純利益	35	46
親会社株主に帰属する当期純利益	116,740	44,290

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
当期純利益	116,775	44,337
その他の包括利益	¹ 238,637	¹ 139,036
その他有価証券評価差額金	2,929	5,575
繰延ヘッジ損益	242,351	136,064
為替換算調整勘定	1,391	3,389
持分法適用会社に対する持分相当額	2,176	5,157
包括利益	355,413	94,699
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	355,377	94,746
非支配株主に係る包括利益	35	46

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,785,300	905,474	2,690,774
当期変動額			
新株の発行	98,500		98,500
国庫納付		26,525	26,525
親会社株主に帰属する 当期純利益		116,740	116,740
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	98,500	90,214	188,714
当期末残高	1,883,800	995,688	2,879,488

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	557	11,048	7,260	4,345	235	2,686,664
当期変動額						
新株の発行						98,500
国庫納付						26,525
親会社株主に帰属する 当期純利益						116,740
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,929	242,351	785	238,637	35	238,673
当期変動額合計	2,929	242,351	785	238,637	35	427,387
当期末残高	3,486	231,303	6,475	234,291	271	3,114,051

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,883,800	995,688	2,879,488
当期変動額			
新株の発行	80,000		80,000
国庫納付		58,455	58,455
親会社株主に帰属する 当期純利益		44,290	44,290
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	80,000	14,164	65,835
当期末残高	1,963,800	981,523	2,945,323

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,486	231,303	6,475	234,291	271	3,114,051
当期変動額						
新株の発行						80,000
国庫納付						58,455
親会社株主に帰属する 当期純利益						44,290
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,575	136,064	8,547	139,036	46	138,990
当期変動額合計	5,575	136,064	8,547	139,036	46	73,155
当期末残高	2,088	95,238	2,072	95,254	318	3,040,896

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	116,801	44,382
減価償却費	2,740	2,107
持分法による投資損益(は益)	2,828	375
貸倒引当金の増減()	7,270	53,986
賞与引当金の増減額(は減少)	20	0
役員賞与引当金の増減額(は減少)	0	0
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	273	376
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	13	2
資金運用収益	417,832	234,073
資金調達費用	329,800	150,276
有価証券関係損益()	5,639	7,731
為替差損益(は益)	1,589	2,076
固定資産処分損益(は益)	16	10
貸出金の純増()減	442,581	422,834
借入金の純増減()	788,214	135,177
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	48,062	52,865
普通社債発行及び償還による増減()	300,887	75,992
資金運用による収入	449,048	267,557
資金調達による支出	338,465	165,793
その他	188,455	33,668
小計	225,814	354,949
法人税等の支払額	6	45
営業活動によるキャッシュ・フロー	225,807	354,995
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	32,310	11,313
有価証券の売却による収入	17,727	58,500
有価証券の償還による収入	23,500	30,000
有形固定資産の取得による支出	773	1,583
有形固定資産の売却による収入	22	15
無形固定資産の取得による支出	653	477
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,512	75,141
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	98,500	80,000
国庫納付による支出額	26,525	58,455
財務活動によるキャッシュ・フロー	71,974	21,544
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	305,294	258,309
現金及び現金同等物の期首残高	734,292	1,039,586
現金及び現金同等物の期末残高	1,039,586	781,277

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 2社

会社名

株式会社JBIC IG Partners

Russia-Japan Investment Fund, L.P.

(2) 非連結子会社

該当ありません。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該の会社等の名称等

会社名

RJIF Management Limited

(子会社としなかった理由)

RJIF Management Limitedは、当行が当行連結子会社である株式会社JBIC IG Partnersを通じて議決権の過半数を所有しておりますが、重要な財務及び営業の方針の決定について、合弁先企業の同意が必要であることから、子会社としておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 2社

会社名

IFC Capitalization (Equity) Fund,L.P.

IFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund,L.P.

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

主要な会社名

Credit Guarantee and Investment Facility

RJIF Management Limited

持分法非適用の関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないこと等のため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 1社

3月末日 1社

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により

行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。一部の在外連結子会社が保有する有価証券（関連会社株式を含む。）は、国際財務報告基準に基づき、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されています。当行の連結財務諸表上、当該有価証券は売買目的有価証券に分類し、時価法により評価しております。

なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

（2）デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

なお、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なISDAマスターネットティング契約を有する場合には、取引先毎に金融資産と金融負債を相殺した金額を連結貸借対照表に計上しております。

（3）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～35年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。

（4）貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者（外国政府等を除く）で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における倒産実績を基礎とした倒産確率等に基づき算定しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当連結会計年度末は、その金額はありません（前連結会計年度末は、2,897百万円となっております）。

（5）賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年

度に帰属する額を計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(10) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建関連会社出資の為替変動リスクをヘッジするため、その一部につき先物外国為替予約をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、繰延ヘッジを適用しております。

(11) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日銀預け金であります。

(12) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上してあります。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があるものは、次のとおりです。

・貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した額

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸倒引当金	339,841百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

貸倒引当金の算出方法は、連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項(4) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

当行は政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、与信先の信用状態の悪化等により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。このため、与信先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当行が損失を被るリスクとして、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しております。当行が行っている対外経済取引の支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのもも多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

貸倒引当金は、当行があらかじめ定めている自己査定基準及び償却・引当基準にしたがって算定されますが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定や、キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積り等が含まれております。

(注) 当行の与信に伴う信用リスクの詳細については、連結財務諸表「注記事項(金融商品関係)1. 金融商品の状況に関する事項(2) 金融商品の内容及びそのリスク イ 信用リスク」の記載をご参照ください。

主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者等に関する将来見通し及びキャッシュ・フロー見積法における個別債権の将来キャッシュ・フローであります。

債務者区分の判定における債務者等に関する将来見通し及びキャッシュ・フロー見積法における個別債権の将来キャッシュ・フロー等は、債務者を取り巻く経営環境の変化や債務者の事業戦略の成否によって影響を受けるため、当行の見積り及び判断は、経済環境の変化や新しい情報が利用可能となることにより随時評価し、変更しております。

そのため、これらの見積り及び判断は、貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い、与信先である各国・各地域の政治・経済及び個別与信先の財務状況等につき影響が生じており、現時点で見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を考慮して債務者区分を決定しております。

新型コロナウイルス感染拡大等の影響は、各国間の違いが大きく、ワクチンの普及度合いや政策支援動向等による不確実性が大きいと想定しておりますが、国際機関等の世界経済見通し等から2021年の世界の経済成長率は前年の大幅な落ち込みから一定の回復が見込まれることから、現時点においては、当連結会計年度末に保有している貸出金等の当面の信用リスクは過去と同程度という仮定に基づいて、過去の一定期間における倒産実績を基礎とした倒産確率等に基づいて貸倒引当金を計上しております。

なお、今後の見通しには不確実性があるため、上記の仮定と異なり、新型コロナウイルス感染症の状況や経済への影響が想定以上に大幅に変化した場合には、翌連結会計年度末の貸倒引当金は増減する可能性があります。

また、当連結会計年度末の貸倒引当金は現時点における最善の見積りではありますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響以外にも見積りの不確実性が高く、見積りと実績の乖離により翌年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1)概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式等又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
株式等	21,795百万円	24,229百万円
出資金	107,469百万円	80,187百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	-	-
延滞債権額	185,309百万円	215,417百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	8,690百万円	54,839百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸出条件緩和債権額	159,118百万円	218,411百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
合計額	353,118百万円	488,668百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。連結貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸付未実行残高	1,373,586百万円	1,810,200百万円

7. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により、当行の総財産を社債の一般担保に供しております。なお、社債の残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
社債	4,886,646百万円	4,964,965百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
金融商品等差入担保金	56,950百万円	106,650百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
減価償却累計額	2,637百万円	3,178百万円

9. 偶発債務

当行は、2012年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券について、以下のとおり連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を下記連帯債務の一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
連帯債務	90,000百万円	70,000百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
株式等売却益	1,228百万円	4,851百万円
組合出資に係る持分損益	4,411百万円	9,825百万円
持分法による投資損益	-	375百万円

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
貸出金償却	2,897百万円	-
株式等償却	-	6,945百万円
持分法による投資損益	2,828百万円	-

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	2,892	4,447
組替調整額	36	1,127
税効果調整前	2,929	5,575
税効果額	-	-
その他有価証券評価差額金	2,929	5,575
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	157,642	123,031
組替調整額	84,709	13,033
税効果調整前	242,351	136,064
税効果額	-	-
繰延ヘッジ損益	242,351	136,064
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,336	3,597
組替調整額	55	207
税効果調整前	1,391	3,389
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	1,391	3,389
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	632	3,032
組替調整額	1,544	2,125
税効果調整前	2,176	5,157
税効果額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	2,176	5,157
その他の包括利益合計	238,637	139,036

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,635,300,000	98,500,000	-	1,733,800,000	(注)
種類株式	-	-	-	-	
合計	1,635,300,000	98,500,000	-	1,733,800,000	(注)
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
種類株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 98,500,000千株

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,733,800,000	80,000,000	-	1,813,800,000	(注)
種類株式	-	-	-	-	
合計	1,733,800,000	80,000,000	-	1,813,800,000	(注)
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
種類株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 80,000,000千株

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金預け金勘定	1,544,838百万円	1,233,919百万円
定期性預け金等	505,252百万円	452,642百万円
現金及び現金同等物	1,039,586百万円	781,277百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」（各々保証含む。）及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金の借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画及び資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金及び貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

また、一部の在外連結子会社では、投資等を主要な業務として行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金及び社債であります。また、一部の在外連結子会社では、価格変動を伴う有価証券を保有しております。

当行が保有する金融資産及び金融負債について、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融は、その性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのもも多く、したがって、与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向やそれらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性がありますが、原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

さらに、外貨建関連会社出資に係る為替の変動リスクに対しては、その一部につき先物外国為替予約をヘッジ手段とする個別ヘッジを行っております。

八 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うとともに、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は、IMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については、本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当行は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リス

ク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置の上、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaRによる市場リスク量計測等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は、以下のとおりとなっております。

() 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。また、外貨建関連会社出資に係る為替の変動リスクに対しては、その一部につき先物外国為替予約を利用したヘッジを行っております。

() 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考える部分では、スワップ等により金利リスク・ヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスク・ヘッジを行っております。

() 市場リスクの状況

当行は、金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっております。更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、金利リスクと為替リスクの相関を考慮した市場リスク量 (VaR) 等を計測しており、当連結会計年度の市場リスク量 (VaR) の状況は、以下のとおりとなっております。

a 市場リスク量 (VaR) の状況 (当連結会計年度末)

1,676億円

b 市場リスク量 (VaR) の計測手法

ヒストリカル法 (信頼区間99%、保有期間1年、観測期間5年)

c VaRによるリスク管理

VaRとは、過去の特定期間 (「観測期間」) の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率 (「信頼区間」) の下で、一定期間 (「保有期間」) 経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測にあたっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、VaR計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR計測に伴う一般的な留意点は、以下のとおりです。

- ・ VaR値は、信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・ VaR値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、計測値が必ずしも将来時点で実現するものではありません。
- ・ VaR値は、特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

八 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

二 デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内

部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,544,838	1,544,838	-
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	16,284	16,284	-
その他有価証券	60,603	60,603	-
(3) 貸出金	13,133,980		
貸倒引当金（*1）	272,373		
	12,861,606	12,986,412	124,805
(4) その他資産（*2）	56,950	56,950	-
資産計	14,540,283	14,665,088	124,805
(1) 借入金	6,786,499	6,831,157	44,658
(2) 社債	4,886,646	5,162,845	276,198
(3) その他負債（*2）	268,460	268,460	-
負債計	11,941,606	12,262,463	320,857
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(20)	(20)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	243,795	243,795	-
デリバティブ取引計	243,775	243,775	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

（*2）デリバティブ取引は含めておりません。その他資産・負債のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,233,919	1,233,919	-
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	13,333	13,333	-
その他有価証券	30,860	30,860	-
(3) 貸出金	13,556,815		
貸倒引当金(*1)	324,534		
	13,232,280	13,250,316	18,036
(4) その他資産(*2)	106,650	106,650	-
資産計	14,617,044	14,635,080	18,036
(1) 借入金	6,651,321	6,682,059	30,738
(2) 社債	4,964,965	5,166,195	201,229
(3) その他負債(*2)	127,610	127,610	-
負債計	11,743,897	11,975,864	231,967
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(26,251)	(26,251)	-
デリバティブ取引計	(26,250)	(26,250)	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

(*2) デリバティブ取引は含めておりません。その他資産・負債のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

売買目的有価証券については、一部の在外連結子会社が保有する有価証券(関連会社株式を含む。)であり、国際財務報告基準に基づき、純損益を通じて公正価値で測定しております。

その他有価証券については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、フローティング・レート・ノート(FRN)法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(4) その他資産

その他資産のうち、金融商品等差入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格等によっております。

(3) その他負債

その他負債のうち、金融商品等受入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区 分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式等(非連結子会社・関連会社)(*1)	19,960	21,632
非上場株式等(非連結子会社・関連会社以外)(*1)(*2)	77,311	53,843
組合出資金(非連結子会社・関連会社)(*3)	107,469	80,187
組合出資金(非連結子会社・関連会社以外)(*3)	77,119	72,502
合 計	281,861	228,166

(*1) 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式等(非連結子会社・関連会社以外)について減損処理は行っておりません。

当連結会計年度において、非上場株式等(非連結子会社・関連会社以外)について6,945百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	1,544,838	-	-	-	-	-
有価証券 其他有価証券	30,000	2	-	-	30,600	-
貸出金(*2)	1,604,627	2,770,810	2,461,688	2,385,042	2,177,642	1,548,859
合計	3,179,466	2,770,812	2,461,688	2,385,042	2,208,242	1,548,859

(*1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない185,309百万円は含めておりません。

(*3) その他資産のうち、金融商品等差入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	1,233,919	-	-	-	-	-
有価証券 其他有価証券	-	-	-	-	30,600	-
貸出金(*2)	1,310,149	2,878,267	3,390,199	2,173,999	2,168,294	1,420,487
合計	2,544,069	2,878,267	3,390,199	2,173,999	2,198,894	1,420,487

(*1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない1215,417百万円は含めておりません。

(*3) その他資産のうち、金融商品等差入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(注4) 借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,485,135	3,198,620	1,149,343	510,100	230,600	212,700
社債	858,471	1,345,960	1,088,300	814,459	789,017	-
合計	2,343,606	4,544,580	2,237,643	1,324,559	1,019,617	212,700

(*1) その他負債のうち、金融商品等受入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	191,800	3,305,964	2,312,457	508,100	120,300	212,700
社債	498,195	1,756,005	1,182,455	1,039,983	498,195	-
合計	689,995	5,061,969	3,494,912	1,548,083	618,495	212,700

(*1) その他負債のうち、金融商品等受入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

1. 「子会社株式及び関連会社株式等」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)	1,228	674

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	30,648	30,600	48
	小計	30,648	30,600	48
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	29,955	30,000	45
	小計	29,955	30,000	45
合計		60,603	60,600	3

当連結会計年度（2021年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	30,860	30,600	260
	小計	30,860	30,600	260
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	0	0	-
	小計	0	0	-
合計		30,860	30,600	260

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	42,524	4,176	0
合計	42,524	4,176	0

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

1 . 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度 (2020年 3 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2021年 3 月31日)

該当事項はありません。

2 . 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度 (2020年 3 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2021年 3 月31日)

該当事項はありません。

3 . その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (2020年 3 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2021年 3 月31日)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	3,486
その他有価証券(*)	3,486
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	-
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,486
(-)非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち、親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	3,486

(*)「その他有価証券」には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	2,088
その他有価証券(*)	2,088
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	-
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,088
(-)非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち、親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	2,088

(*)「その他有価証券」には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	-	-	-	-
	買建	5,321	-	20	20
	合計	-	-	20	20

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	-	-	-	-
	買建	12,432	-	0	0
	合計	-	-	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ	貸出金 借入金 社債			
	受取固定・支払変動		4,631,196	3,975,970	270,617
	受取変動・支払固定		662,747	647,837	60,215
	受取変動・支払変動		163,245	-	449
	合計		-	-	209,952

(注) 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ	貸出金 社債			
	受取固定・支払変動		4,912,691	4,414,496	171,507
	受取変動・支払固定		575,659	571,564	38,017
	受取変動・支払変動		-	-	-
	合計		-	-	133,489

(注) 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	通貨スワップ	貸出金 社債	3,913,914	3,168,743	33,753
	為替予約 売建 買建	貸出金 出資金等	58,035	-	90
			2	-	0
	合計		-	-	33,843

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	通貨スワップ	貸出金	4,499,143	3,410,142	159,382
	為替予約	出資金等			
	売建		36,499	-	359
	買建	4	-	0	
	合計		-	-	159,741

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、2014年10月1日から厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

当行は、確定給付型の制度として、企業年金制度（2014年10月1日に厚生年金基金制度から移行）及び退職一時金制度を設けております。当行の企業年金制度は複数事業主制度であります。自社の拠出に対応する年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金制度（積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた年金又は一時金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、当行は、2014年10月1日より確定拠出型の退職給付制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	11,472	11,098
勤務費用	472	460
利息費用	11	27
数理計算上の差異の発生額	177	355
退職給付の支払額	837	772
過去勤務費用の発生額	197	-
退職給付債務の期末残高	11,098	11,168

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	4,483	4,382
期待運用収益	112	109
数理計算上の差異の発生額	106	428
事業主からの拠出額	129	130
退職給付の支払額	235	221
年金資産の期末残高	4,382	4,830

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	6,040	6,179
年金資産	4,382	4,830
	1,657	1,348
非積立型制度の退職給付債務	5,057	4,989
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,715	6,338

退職給付に係る負債	6,715	6,338
退職給付に係る資産	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,715	6,338

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	472	460
利息費用	11	27
期待運用収益	112	109
数理計算上の差異の費用処理額	284	73
過去勤務費用の費用処理額	197	-
確定給付制度に係る退職給付費用	458	305

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
債券	64%	65%
株式	22%	23%
生命保険会社一般勘定	13%	11%
現金及び預金	0%	0%
その他	1%	1%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	0.25%	0.28%
長期期待運用収益率	2.50%	2.50%
予想昇給率	4.33%	4.31%

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度27百万円、当連結会計年度27百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
敷金(資産除去債務)	1百万円	2百万円
その他	7	2
繰延税金資産小計	8	4
評価性引当額	1	2
繰延税金資産合計	7百万円	2百万円

なお、繰延税金資産は連結貸借対照表上、「その他資産」に、法人税等調整額は連結損益計算書上、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、繰延税金資産の「その他」に含めていた「敷金(資産除去債務)」は、繰延税金資産の総額に対する金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の「繰延税金資産」の「その他」に表示していた8百万円は、「敷金(資産除去債務)」1百万円及び「その他」7百万円として組替えております。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

当行は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がなく、連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異は無いことから、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、「日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進」、「日本の産業の国際競争力の維持及び向上」、「地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進」及び「国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処」の4つの分野について金融業務を行い、もって日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とした業務を行っており、その目的を達成するため、株式会社国際協力銀行法その他法令により定められた業務について、業務ごとに経理を区分し運営しており、特別業務以外の業務（「一般業務」）及び「特別業務」の2つを報告セグメントとしております。

「一般業務」は、連結財務諸表提出会社の特別業務以外の業務を行っております。また、一般業務における出資に係る連結子会社の業務を含めております。

「特別業務」は、期待収益は充分だがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益（又は損失）は、親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	一般業務	特別業務	報告セグメント 小計	調整額	連結財務諸表 計上額
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	485,529	579	486,109	252	485,856
(2) セグメント間の 内部経常収益	37	-	37	37	-
計	485,566	579	486,146	289	485,856
セグメント利益又は 損失()	116,885	145	116,740	-	116,740
セグメント資産	17,044,626	292,904	17,337,531	21	17,337,510
セグメント負債	14,221,792	1,686	14,223,479	21	14,223,458
その他の項目					
減価償却費	2,740	-	2,740	-	2,740
資金運用収益	417,255	577	417,832	-	417,832
資金調達費用	329,654	145	329,800	-	329,800
持分法投資損失	2,828	-	2,828	-	2,828
貸出金償却	2,897	-	2,897	-	2,897
特別利益	16	-	16	-	16
(固定資産処分益)	16	-	16	-	16
特別損失	0	-	0	-	0
(固定資産処分損)	0	-	0	-	0
税金費用	25	-	25	-	25
持分法適用会社への 投資額	70,494	-	70,494	-	70,494
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,428	-	1,428	-	1,428
貸倒引当金戻入益	7,467	-	7,467	252	7,215
貸倒引当金繰入額	-	252	252	252	-

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益との差異について記載しております。

2. 調整額は、次のとおりであります。

(1) 外部顧客に対する経常収益、貸倒引当金戻入益及び貸倒引当金繰入額の調整額 252百万円は、勘定科目の組替による調整であります。

(2) その他の調整額は、セグメント間取引消去であります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	一般業務	特別業務	報告セグメント 小計	調整額	連結財務諸表 計上額
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	283,801	1,373	285,174	431	284,742
(2) セグメント間の 内部経常収益	30	-	30	30	-
計	283,831	1,373	285,204	462	284,742
セグメント利益	43,802	487	44,290	-	44,290
セグメント資産	16,564,590	308,754	16,873,345	21	16,873,323
セグメント負債	13,825,797	6,650	13,832,448	21	13,832,426
その他の項目					
減価償却費	2,107	-	2,107	-	2,107
資金運用収益	233,145	1,360	234,505	431	234,073
資金調達費用	150,276	432	150,708	431	150,276
持分法投資利益	375	-	375	-	375
株式等償却	6,945	-	6,945	-	6,945
特別利益	10	-	10	-	10
(固定資産処分益)	10	-	10	-	10
税金費用	45	-	45	-	45
持分法適用会社への 投資額	39,847	-	39,847	-	39,847
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,059	-	2,059	-	2,059
貸倒引当金繰入額	53,900	86	53,986	-	53,986

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益との差異について記載しております。

2. 調整額は、次のとおりであります。

(1) 外部顧客に対する経常収益、資金運用収益及び資金調達費用の調整額 431百万円は、勘定科目の組替による調整であります。

(2) その他の調整額は、セグメント間取引消去であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．サービスごとの情報

当行グループは、融資等業務の区分の外部顧客に対する経常収益が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）経常収益

（単位：百万円）

国内	アジア・大洋州	ヨーロッパ・ 中東・アフリカ	北米・中南米	合計
140,990	131,559	126,361	86,945	485,856

- （注）1．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2．経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．サービスごとの情報

当行グループは、融資等業務の区分の外部顧客に対する経常収益が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）経常収益

（単位：百万円）

国内	アジア・大洋州	ヨーロッパ・ 中東・アフリカ	北米・中南米	合計
51,157	97,875	91,173	44,535	284,742

- （注）1．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2．経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万 円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円) (注4)	科目	期末残高 (百万円) (注4)		
主要 株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区		政策 金融 行政	被所有 直接 100	資金の 借入等	増資の引受 (注1)	98,500	借入金	6,786,499		
							資金の受 入(注2)	466,673				
							借入金の 返済	1,147,530				
							借入金利息 の支払	126,812			未払費用	21,013
							社債への 被保証 (注3)	4,786,648				

- (注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。
3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資 金(百万 円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円) (注4)	科目	期末残高 (百万円) (注4)
主要 株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区		政策 金融 行政	被所有 直接 100	資金の 借入等	増資の引受 (注1)	80,000		
							資金の受 入(注2)	2,066,019	借入金	6,651,321
							借入金 の返済	2,272,052		
							借入金利息 の支払	41,163	未払費用	6,112
							社債への 被保証 (注3)	4,904,965		

- (注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。
3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社等	独立行政法 人国際協力 機構	東京都 千代田区	8,213,180	政府開発 援助 実施	なし	連帯債務 関係	連帯債務	40,000 (注1、3)		
	株式会社日 本政策金融 公庫	東京都 千代田区	4,324,220	金融業	なし	連帯債務 関係	連帯債務	90,000 (注2、3)		

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)附則第4条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
2. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社等	独立行政法 人国際協力 機構	東京都 千代田区	8,264,620	政府開発 援助 実施	なし	連帯債務 関係	連帯債務	20,000 (注1、3)		
	株式会社日 本政策金融 公庫	東京都 千代田区	6,990,201	金融業	なし	連帯債務 関係	連帯債務	70,000 (注2、3)		

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)附則第4条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
2. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当連結会計年度において、重要な関連会社はIFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund,L.P.及びIFC Capitalization (Equity) Fund,L.P.であり、その合算要約財務情報は以下のとおりであります。

資産合計	105,849百万円
負債合計	6,592
純資産合計	99,256
投資収益	9,287
税引前当期純利益金額	1,417
当期純利益金額	1,417

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当連結会計年度において、重要な関連会社はIFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund,L.P.及びIFC Capitalization (Equity) Fund,L.P.であり、その合算要約財務情報は以下のとおりであります。

資産合計	62,137百万円
負債合計	431
純資産合計	61,705
投資収益	4,107
税引前当期純利益金額	3,102
当期純利益金額	3,102

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	1円79銭	1円67銭
1株当たり当期純利益	0円7銭	0円2銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	116,740	44,290
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	116,740	44,290
普通株式の期中平均株式数	千株	1,638,798,633	1,735,772,602

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	3,114,051	3,040,896
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	271	318
(うち非支配株主持分)	百万円	271	318
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	3,113,780	3,040,578
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	1,733,800,000	1,813,800,000

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
当行	株式会社国際協力銀行第4、7、9～19、22～47次政府保証外債	2013年7月31日 ～ 2021年2月9日	4,786,648 (43,462,337千米ドル) (424,859千ポンド)	4,904,965 [498,142] (43,961,079千米ドル) [4,499,527千米ドル] (249,851千ポンド)	0.375～3.500	一般担保	2020年5月28日 ～ 2031年1月21日	
	国際協力銀行第22、23回債券	2006年3月14日	39,998	20,000	1.890～2.090	一般担保	2021年3月22日 ～ 2025年12月19日	1
	株式会社国際協力銀行第2、3回社債	2017年8月10日	60,000	40,000	0.001～0.030	一般担保	2020年6月19日 ～ 2022年6月20日	
合計	合計	-	4,886,646	4,964,965	-	-	-	-

- (注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
2. 「当期末残高」欄の[]書きは、当期末残高のうち1年以内に償還が予定されている金額であります。
3. 当行は、株式会社日本政策金融公庫設立以前に国際協力銀行が発行した国際協力銀行債券(前記 1)に係る債務を承継しており、当該債務については株式会社国際協力銀行法に基づき、当行及び独立行政法人国際協力機構が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。
4. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
金額(百万円)	498,195	870,325	885,680	608,905	573,550

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	6,786,499	6,651,321	0.31	
借入金	6,786,499	6,651,321	0.31	2021年7月～ 2037年11月
その他有利子負債	268,460	127,610	0.04	
金融商品等受入担保金	268,460	127,610	0.04	

(注) 1. 借入金及びその他有利子負債の「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 金融商品等受入担保金は、返済期限を定めておりません。

3. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金(百万円)	191,800	2,532,295	773,668	895,664	1,416,793

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
現金預け金	1,544,323	1,233,220
現金	0	0
預け金	1,544,323	1,233,220
有価証券	¹ 352,750	¹ 275,817
株式	255	255
その他の証券	352,495	275,562
貸出金	^{2, 3, 4, 5, 6} 13,133,980	^{2, 3, 4, 5, 6} 13,556,815
証書貸付	13,133,980	13,556,815
その他資産	433,604	280,365
前払費用	610	667
未収収益	81,817	49,296
金融派生商品	293,640	106,893
金融商品等差入担保金	56,950	106,650
その他の資産	586	16,857
有形固定資産	28,115	29,084
建物	3,030	3,687
土地	24,311	24,311
建設仮勘定	0	31
その他の有形固定資産	772	1,054
無形固定資産	5,220	4,206
ソフトウェア	5,220	4,206
支払承諾見返	2,118,383	1,835,123
貸倒引当金	285,855	339,841
資産の部合計	17,330,523	16,874,791
負債の部		
借入金	6,786,499	6,651,321
借入金	6,786,499	6,651,321
社債	⁷ 4,886,646	⁷ 4,964,965
その他負債	424,436	373,918
未払費用	57,187	39,408
前受収益	41,920	31,415
金融派生商品	49,864	133,144
金融商品等受入担保金	268,460	127,610
その他の負債	7,004	42,340
賞与引当金	586	585
役員賞与引当金	10	10
退職給付引当金	6,715	6,338
役員退職慰労引当金	44	47
支払承諾	2,118,383	1,835,123
負債の部合計	14,223,323	13,832,310

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部		
資本金	1,883,800	1,963,800
利益剰余金	995,583	981,353
利益準備金	879,277	937,732
その他利益剰余金	116,306	43,620
繰越利益剰余金	116,306	43,620
株主資本合計	2,879,383	2,945,153
その他有価証券評価差額金	3,486	2,088
繰延ヘッジ損益	231,303	95,238
評価・換算差額等合計	227,816	97,327
純資産の部合計	3,107,200	3,042,480
負債及び純資産の部合計	17,330,523	16,874,791

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
経常収益	481,996	283,665
資金運用収益	417,298	233,550
貸出金利息	399,375	213,473
有価証券利息配当金	1 1,003	1 1,648
預け金利息	16,858	2,256
金利スワップ受入利息		16,086
その他の受入利息	60	84
役務取引等収益	25,269	26,391
その他の役務収益	25,269	26,391
その他業務収益		8,668
外国為替売買益		8,668
その他経常収益	39,429	15,055
貸倒引当金戻入益	7,215	
償却債権取立益	29,308	2
株式等売却益		4,176
組合出資に係る持分損益	1 2,741	1 10,708
その他の経常収益	163	167
経常費用	365,247	239,450
資金調達費用	329,800	150,276
借入金利息	126,812	41,163
社債利息	118,280	108,967
金利スワップ支払利息	84,686	
その他の支払利息	19	145
役務取引等費用	2,605	2,381
その他の役務費用	2,605	2,381
その他業務費用	8,899	5,991
外国為替売買損	6,464	
社債発行費償却	1,117	1,112
金融派生商品費用	814	4,104
その他の業務費用	503	774
営業経費	21,043	19,868
その他経常費用	2,899	60,932
貸倒引当金繰入額		53,986
貸出金償却	2,897	
株式等売却損		0
株式等償却		6,945
その他の経常費用	2	0
経常利益	116,748	44,215
特別利益	16	10
固定資産処分益	16	10
特別損失	0	
固定資産処分損	0	
当期純利益	116,765	44,225

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	1,785,300	852,751	52,591	905,343	2,690,643
当期変動額					
新株の発行	98,500				98,500
準備金繰入		26,525	26,525	-	-
国庫納付			26,525	26,525	26,525
当期純利益			116,765	116,765	116,765
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	98,500	26,525	63,714	90,239	188,739
当期末残高	1,883,800	879,277	116,306	995,583	2,879,383

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	557	11,048	11,606	2,679,037
当期変動額				
新株の発行				98,500
準備金繰入				-
国庫納付				26,525
当期純利益				116,765
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	2,929	242,351	239,422	239,422
当期変動額合計	2,929	242,351	239,422	428,162
当期末残高	3,486	231,303	227,816	3,107,200

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				株主資本合計
	資本金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	1,883,800	879,277	116,306	995,583	2,879,383
当期変動額					
新株の発行	80,000				80,000
準備金繰入		58,455	58,455	-	-
国庫納付			58,455	58,455	58,455
当期純利益			44,225	44,225	44,225
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	80,000	58,455	72,685	14,229	65,770
当期末残高	1,963,800	937,732	43,620	981,353	2,945,153

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,486	231,303	227,816	3,107,200
当期変動額				
新株の発行				80,000
準備金繰入				-
国庫納付				58,455
当期純利益				44,225
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	5,575	136,064	130,489	130,489
当期変動額合計	5,575	136,064	130,489	64,719
当期末残高	2,088	95,238	97,327	3,042,480

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

なお、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なISDAマスターネットティング契約を有する場合には、取引先毎に金融資産と金融負債を相殺した金額を貸借対照表に計上しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～35年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行における利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者（外国政府等を除く）で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における倒産実績を基礎とした倒産確率等に基づき算定しております。特定海外債権につい

ては、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当事業年度末は、ありません（前事業年度末は、2,897百万円となっております）。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建関連会社出資の為替変動リスクをヘッジするため、その一部につき先物外国為替予約をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、繰延ヘッジを適用しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を与える可能性があるものは、次のとおりです。

・貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した額

	当事業年度 (2021年3月31日)
貸倒引当金	339,841百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式等又は出資金の総額

一般業務勘定

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株式等	20,170百万円	21,712百万円
出資金	117,545百万円	96,781百万円

特別業務勘定

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株式	-	117百万円
出資金	-	-

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

一般業務勘定

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	-	-
延滞債権額	185,309百万円	215,417百万円

特別業務勘定

特別業務勘定には該当する債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

一般業務勘定

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	8,690百万円	54,839百万円

特別業務勘定

特別業務勘定には該当する債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

一般業務勘定

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸出条件緩和債権額	159,118百万円	218,411百万円

特別業務勘定

特別業務勘定には該当する債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

一般業務勘定

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
合計額	353,118百万円	488,668百万円

特別業務勘定

特別業務勘定には該当する債権はありません。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸付未実行残高	1,373,586百万円	1,810,200百万円

7. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により、当行の総財産を社債の一般担保に供しております。なお、社債の残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
社債	4,886,646百万円	4,964,965百万円

8. 偶発債務

当行は、2012年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券について、以下のとおり連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を下記連帯債務の一般担保に供しております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
連帯債務	90,000百万円	70,000百万円

9. 株式会社国際協力銀行法第31条の規定により剰余金の処分に制限を受けております。

同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
有価証券利息配当金	82百万円	149百万円
組合出資に係る持分損益	-	3,161百万円

関係会社との取引による費用は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
組合出資に係る持分損益	577百万円	-

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式等

前事業年度(2020年3月31日)

時価のある子会社株式及び関連会社株式等はありません。

当事業年度(2021年3月31日)

時価のある子会社株式及び関連会社株式等はありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式及び出資金	17,266	18,625
関連会社株式等及び出資金	120,449	99,985
合計	137,715	118,611

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式等」には含めておりません。

(税効果会計関係)

当行は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	4,407	869	0	5,276	1,588	212	3,687
土地	24,311	-	-	24,311	-	-	24,311
建設仮勘定	0	1,771	1,740	31	-	-	31
その他の有 形固定資産	2,008	681	75	2,614	1,560	394	1,054
有形固定資産計	30,728	3,322	1,816	32,234	3,149	607	29,084
無形固定資産							
ソフトウェア	8,956	477	-	9,434	5,227	1,491	4,206
無形固定資産計	8,956	477	-	9,434	5,227	1,491	4,206

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	285,855	168,162	-	114,176	339,841
一般貸倒引当金	84,225	121,486	-	84,225	121,486
個別貸倒引当金	171,678	6,248	-	-	177,927
特定海外債権引当勘定	29,950	40,427	-	29,950	40,427
賞与引当金	586	585	586	-	585
役員賞与引当金	10	10	10	-	10
役員退職慰労引当金	44	14	11	-	47
計	286,496	168,773	608	114,176	340,484

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金・・・・・・・・・・洗替による取崩額
特定海外債権引当勘定・・・・・・・・・・洗替による取崩額

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	
1単元の株式数	
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	当行の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当行は、当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、以下の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

提出日	提出先	事業年度
2020年6月24日	関東財務局長	第8期(自2019年4月1日至2020年3月31日)

(2) 半期報告書

提出日	提出先	事業年度
2020年12月9日	関東財務局長	第9期中(自2020年4月1日至2020年9月30日)

(3) 臨時報告書及びその添付書類

提出日	提出先	事業年度
2021年2月26日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月14日

株式会社 国際協力銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥谷 績
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗田 俊郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社国際協力銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社国際協力銀行及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金算定の基礎となる債務者区分の判定及びキャッシュ・フロー見積法の適用	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、会社が行っている対外経済取引の支援等のための金融は、その性格上、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った与信の占める割合が比較的大きいという特徴がある。</p> <p>従って、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等の大幅な悪化により、会社の不良債権や与信関係費用が増加する可能性がある。</p> <p>このため、会社は、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上している。当連結会計年度末の連結貸借対照表における貸倒引当金の計上額は339,841百万円であり、連結財務諸表の【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項（4）貸倒引当金の計上基準及び【注記事項】（重要な会計上の見積り）に貸倒引当金の計上方法が記載されている。</p> <p>貸倒引当金は、会社があらかじめ定めている自己査定基準及び償却・引当基準に従って算定されるが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定や、キャッシュ・フロー見積法における個別債権の将来キャッシュ・フローの見積り等が含まれる。</p> <p>債務者区分の判定における債務者等に関する将来見通し及びキャッシュ・フロー見積法における個別債権の将来キャッシュ・フローは、新型コロナウイルス感染拡大等の影響を含め、債務者を取り巻く経営環境の変化や債務者の事業戦略の成否によって影響を受けるため、経営者の判断に依拠する程度が高く、見積りの不確実性が高くなる。</p> <p>従って、当監査法人は、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定及びキャッシュ・フロー見積法における個別債権の将来キャッシュ・フローの見積り等を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、債務者区分の判定及びキャッシュ・フロー見積法における個別債権の将来キャッシュ・フローの見積り等を検討するに当たって、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者区分の判定及びその前提となる信用格付並びにこれらの基礎となる債務者に関する情報の正確性及び網羅性を確保するための会社の内部統制を評価した。 ・ 債務者区分の遷移が貸倒引当金計上額に及ぼす金額的影響に加え、債務者の業種、返済状況、財務内容又は業績悪化の程度、外部公表情報から推定される信用リスク増加の程度等を考慮し、必要と考えられる検証対象先を抽出した。 ・ 債務者の直近の返済状況、財務内容及び業績の実態を把握するため、債務者の事業内容等に関する説明資料、借入及び返済状況に関する資料、実態的な財務内容把握のための調査資料、決算書、試算表等、会社の自己査定関連資料一式を閲覧するとともに、資源価格の推移等の利用可能な外部情報との比較を実施し、必要に応じて、融資を所管するファイナンス部門に質問を実施した。さらに、ソヴリン債権については、外部格付との比較を実施した。 ・ キャッシュ・フロー見積法における個別債権の将来キャッシュ・フローや経営者が採用した各種インプットに対する評価を行うとともに、モデルの評価及び再計算を行った。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- * 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - * 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月14日

株式会社 国際協力銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥谷 績
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗田 俊郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社国際協力銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社国際協力銀行の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金算定の基礎となる債務者区分の判定及びキャッシュ・フロー見積法の適用
--

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（貸出金等に対する貸倒引当金算定の基礎となる債務者区分の判定及びキャッシュ・フロー見積法の適用）と同一内容であるため、記載を省略している。
--

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明すること

にある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

* 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

* 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。